

障害福祉ガイドブック

にっしんの福祉

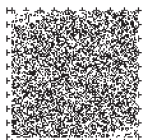


令和7年4月発行

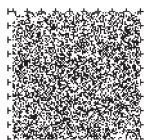
日進市

障害福祉ガイドブック

にっしんの福祉



1	手帳別(障害別)一覧表	4
◆	身体障害者手帳をお持ちの方	4
	・ 視覚障害	4
	・ 聴覚・平衡機能障害	6
	・ 音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害	8
	・ 肢体不自由	10
	・ 内部障害	12
◆	療育手帳をお持ちの方	14
◆	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	16
2	障害者手帳について	18
3	手当など	20
4	医療に関する助成	23
5	日常生活の支援など	27
6	緊急時の支援など	34
7	年金・貸付など	36

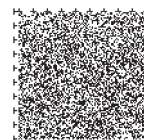


8	税金・公共料金等の減免など	38
9	交通に関する助成など	40
10	公共施設の利用料減免など	44
11	障害福祉サービス	45
12	市内の事業所案内	48
13	特別支援教育について	52
14	就労支援について	53
15	成年後見制度について	54
16	相談・手続きなどの窓口案内	55
■	手当・サービスなどのもくじ	58

★各制度の対象となる方をマークで表示しています

手帳の種類	年齢制限
 身体障害者手帳をお持ちの方	 大人のみ対象の場合
 療育手帳をお持ちの方	
 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	 子どものみ対象の場合

制限される年齢は、
制度によって異なります。



自分が受けられる
手当やサービスが
わかりません

1 手帳別(障害別)一覧表

お持ちの手帳や障害の種類によって、受けられる手当やサービス
などがわかるよう、手帳別(障害別)に一覧表にしました。

1

手帳別(障害別)一覧表

◆身体障害者手帳(視覚障害)

◆身体障害者手帳をお持ちの方

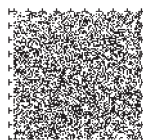
視 覚 障 害

* 手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。

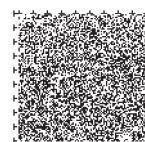
* 各種支給要件によっては、○が付いている場合でも該当しない場合があります。

○・・・おおむね該当 △・・・条件により該当 ×・・・該当しない

内 容	手帳の等級						年齢 制限	所得 制限	掲載 ページ
	1級	2級	3級	4級	5級	6級			
手 当 な ど	障害者扶助料	○	○	○	○	○			20
	愛知県在宅重度障害者手当	○	○	△	×	×	あり	あり	20
	特別障害者手当	△	△	×	×	×	あり	あり	21
	障害児福祉手当	△	△	×	×	×	あり	あり	21
	特別児童扶養手当	○	○	△	×	×	あり	あり	22
医 療	障害者医療	○	○	○	×	×	あり		23
	後期高齢者福祉医療(通称マル福)	○	○	○	×	×	あり		23
	自立支援医療(更生医療)	△	△	△	△	△	あり	あり	24
	自立支援医療(育成医療)	△	△	△	△	△	あり	あり	24
日 常 生 活 の 支 援 な ど	福祉用具等の貸出	△	△	△	△	△			27
	補装具費の支給	△	△	△	△	△		あり	27
	日常生活用具の給付	△	△	△	△	△			28
	紙おむつ助成金の支給	△	△	△	△	△	あり		30
	車いす専用車の貸出	△	△	△	△	△			30
	福祉機器リサイクル	○	○	○	○	○			31
	家具転倒防止金具支給・取付事業	○	○	○	○	○			31
	リフォームヘルパーの派遣	○	○	○	○	○			31
	寝具洗濯乾燥サービス	△	△	×	×	×			32
	エコサポート	△	△	△	△	△			32
	点訳・音訳など	○	○	○	○	○			33
緊 急 時	ヘルプマークとヘルプカードの配布	○	○	○	○	○			34
	災害時要援護者地域支援制度	△	△	△	△	△			34
	緊急通報システムの設置	△	△	△	△	△			35
年 金 ・ 貸 付 な ど	障害基礎年金	△	△	△	△	△	あり	あり	36
	障害厚生年金	△	△	△	△	△	あり		36
	特別障害給付金	△	△	△	△	△	あり	あり	37
	障害者扶養共済制度	○	○	○	×	×	あり		37
	生活福祉資金(貸付制度)	△	△	△	△	△		あり	37



内 容		手帳の等級						年齢 制限	所得 制限	掲載 ページ
		1級	2級	3級	4級	5級	6級			
税金など	所得税・住民税の控除	○	○	○	○	○	○			38
	国民健康保険税の減免	○	○	○	△	△	△		あり	38
	自動車税(環境性能割・種別割)の減免	△	△	△	△	×	×			39
	軽自動車税(種別割)の減免	△	△	△	△	×	×			39
	NHK 受信料の減免	△	△	△	△	△	△		あり	39
交通に関する助成	くるりんばす利用の割引	○	○	○	○	○	○			40
	タクシー料金助成	○	○	○	×	×	×			40
	障害者タクシー運賃割引制度	○	○	○	○	○	○			40
	各種交通機関の割引	△	△	△	△	△	△			41
	駐車禁止等除外指定車標章(除外対象者使用中)の交付	○	○	○	△	×	×			42
	有料道路割引制度	△	△	△	△	△	△			43
施設	日進市スポーツセンター	○	○	○	○	○	○			44
	愛知県 こころぎ 口論義運動公園(温水プール)	○	○	○	○	○	○			44
障害福祉サービス	居宅介護(ホームヘルプ)	△	△	△	△	△	△			46
	同行援護	△	△	△	△	△	△			46
	共同生活援助(グループホーム)	△	△	△	△	△	△	あり		46
	施設入所支援	△	△	△	△	△	△	あり		46
	自立生活援助	△	△	△	△	△	△	あり		46
	短期入所(ショートステイ)	△	△	△	△	△	△			46
	生活介護	△	△	△	△	△	△	あり		46
	自立訓練(機能訓練)	△	△	△	△	△	△	あり		46
	就労移行支援	△	△	△	△	△	△	あり		46
	就労継続支援(A型=雇用型・B型)	△	△	△	△	△	△	あり		46
	就労定着支援	△	△	△	△	△	△	あり		46
	就労選択支援(令和7年10月開始予定)	△	△	△	△	△	△	あり		46
	児童発達支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	居宅訪問型児童発達支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	放課後等デイサービス	△	△	△	△	△	△	あり		47
	保育所等訪問支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	計画相談支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	地域移行支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	地域定着支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	障害児相談支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	移動支援事業	△	△	△	△	△	△			47
	地域活動支援センター事業	△	△	△	△	△	△			47
	日中一時支援事業	△	△	△	△	△	△			47
	訪問入浴サービス事業	△	△	△	△	△	△	あり		47
就労	更生訓練費支給事業	△	△	△	△	△	△	あり	あり	53



身体障害者手帳をお持ちの方

聴覚・平衡機能障害

* 手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。

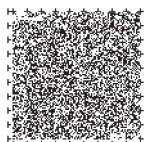
* 各種支給要件によっては、○が付いている場合でも該当しない場合があります。

○・・・おおむね該当

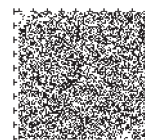
△・・・条件により該当

×・・・該当しない

内 容		手帳の等級					年齢 制限	所得 制限	掲載 ページ
		2級	3級	4級	5級	6級			
手 当 な ど	障害者扶助料	○	○	○	○	○			20
	愛知県在宅重度障害者手当	○	△	×	×	×	あり	あり	20
	特別障害者手当	△	×	×	×	×	あり	あり	21
	障害児福祉手当	△	×	×	×	×	あり	あり	21
	特別児童扶養手当	○	○	△	×	×	あり	あり	22
医 療	障害者医療	○	○	×	×	×	あり		23
	後期高齢者福祉医療（通称マル福）	○	○	×	×	×	あり		23
	自立支援医療（更生医療）	△	△	△	△	△	あり	あり	24
	自立支援医療（育成医療）	△	△	△	△	△	あり	あり	24
日 常 生 活 の 支 援 な ど	福祉用具等の貸出	△	△	△	△	△			27
	補装具費の支給	△	△	△	△	△		あり	27
	軽度・中等度難聴児支援事業	・両目の聴力レベルが30デシベル以上 ・手帳の交付対象とならない方					あり	あり	28
	日常生活用具の給付	△	△	△	△	△			28
	紙おむつ助成金の支給	△	△	△	△	△	あり		30
	車いす専用車の貸出	△	△	△	△	△			30
	福祉機器リサイクル	○	○	○	○	○			31
	家具転倒防止金具支給・取付事業	○	○	○	○	○			31
	リフォームヘルパーの派遣	○	○	○	○	○			31
	寝具洗濯乾燥サービス	△	×	×	×	×			32
	エコサポート	△	△	△	△	△			32
	粗大ごみのFAX 申込み	○	○	○	○	○			32
意思疎通支援	○	○	○	○	○			33	
緊 急 時	ヘルプマークとヘルプカードの配布	○	○	○	○	○			34
	災害時要援護者地域支援制度	△	△	△	△	△			34
	緊急通報システムの設置	△	△	△	△	△			35
	NET119 緊急通報システム	○	○	○	○	○			35
	FAX110番・110番アプリシステム	○	○	○	○	○			35
年 金 ・ 貸 付 な ど	障害基礎年金	△	△	△	△	△	あり	あり	36
	障害厚生年金	△	△	△	△	△	あり		36
	特別障害給付金	△	△	△	△	△	あり	あり	37
	障害者扶養共済制度	○	○	×	×	×	あり		37
	生活福祉資金（貸付制度）	△	△	△	△	△		あり	37



内 容		手帳の等級					年齢 制限	所得 制限	掲載 ページ
		2級	3級	4級	5級	6級			
税金など	所得税・住民税の控除	○	○	○	○	○			38
	国民健康保険税の減免	○	○	△	△	△		あり	38
	自動車税（環境性能割・種別割）の減免	△	△	×	×	×			39
	軽自動車税（種別割）の減免	△	△	×	×	×			39
	NHK 受信料の減免	△	△	△	△	△		あり	39
交通に関する助成	くるりんばす利用の割引	○	○	○	○	○			40
	タクシー料金助成	○	○	×	×	×			40
	障害者タクシー運賃割引制度	○	○	○	○	○			40
	各種交通機関の割引	△	△	△	△	△			41
	駐車禁止等除外指定車標章（除外対象者使用中）の交付	○	○	×	×	×			42
	身体障害者自動車運転免許取得費の助成	△	△	△	△	△			43
	有料道路割引制度	△	△	△	△	△			43
施設	日進市スポーツセンター	○	○	○	○	○			44
	愛知県 こころぎ 口論義運動公園（温水プール）	○	○	○	○	○			44
障害福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	△	△	△	△	△			46
	共同生活援助（グループホーム）	△	△	△	△	△	あり		46
	施設入所支援	△	△	△	△	△	あり		46
	自立生活援助	△	△	△	△	△	あり		46
	短期入所（ショートステイ）	△	△	△	△	△			46
	生活介護	△	△	△	△	△	あり		46
	自立訓練（機能訓練）	△	△	△	△	△	あり		46
	就労移行支援	△	△	△	△	△	あり		46
	就労継続支援（A型＝雇用型・B型）	△	△	△	△	△	あり		46
	就労定着支援	△	△	△	△	△	あり		46
	就労選択支援（令和7年10月開始予定）	△	△	△	△	△	あり		46
	児童発達支援	△	△	△	△	△	あり		47
	放課後等デイサービス	△	△	△	△	△	あり		47
	保育所等訪問支援	△	△	△	△	△	あり		47
	計画相談支援	△	△	△	△	△	あり		47
	地域移行支援	△	△	△	△	△	あり		47
	地域定着支援	△	△	△	△	△	あり		47
	障害児相談支援	△	△	△	△	△	あり		47
	移動支援事業	△	△	△	△	△			47
	地域活動支援センター事業	△	△	△	△	△			47
	日中一時支援事業	△	△	△	△	△			47
	訪問入浴サービス事業	△	△	△	△	△	あり		47
就労	更生訓練費支給事業	△	△	△	△	△	あり	あり	53



◆身体障害者手帳をお持ちの方

音声機能・言語機能
そしゃく機能の障害

* 手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。

* 各種支給要件によっては、○が付いている場合でも該当しない場合があります。

○・・・おおむね該当

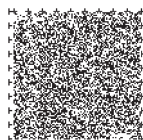
△・・・条件により該当

×・・・該当しない

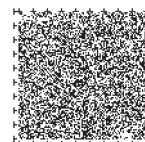
内 容		手帳の等級		年齢 制限	所得 制限	掲載 ページ
		3 級	4 級			
手 当 な ど	障害者扶助料	○	○			20
	愛知県在宅重度障害者手当	△	×	あり	あり	20
	特別児童扶養手当	○	○	あり	あり	22
医 療	障害者医療	○	×	あり		23
	後期高齢者福祉医療（通称マル福）	○	×	あり		23
	自立支援医療（更生医療）	△	△	あり	あり	24
	自立支援医療（育成医療）	△	△	あり	あり	24
日 常 生 活 の 支 援 な ど	福祉用具等の貸出	△	△			27
	補装具費の支給	△	△		あり	27
	日常生活用具の給付	△	△			28
	紙おむつ助成金の支給	△	△	あり		30
	車いす専用車の貸出	△	△			30
	福祉機器リサイクル	○	○			31
	家具転倒防止金具支給・取付事業	○	○			31
	リフォームヘルパーの派遣	○	○			31
	エコサポート	△	△			32
緊 急 時	ヘルプマークとヘルプカードの配布	○	○			34
	災害時要援護者地域支援制度	△	△			34
	緊急通報システムの設置	△	△			35
	NET119 緊急通報システム	○	○			35
	FAX110番・110番アプリシステム	○	○			35
年 金 ・ 貸 付 な ど	障害基礎年金	△	△	あり	あり	36
	障害厚生年金	△	△	あり		36
	特別障害給付金	△	△	あり	あり	37
	障害者扶養共済制度	○	×	あり		37
	生活福祉資金（貸付制度）	△	△		あり	37
税 金 な ど	所得税・住民税の控除	○	○			38
	国民健康保険税の減免	○	△		あり	38
	自動車税（環境性能割・種別割）の減免	△	×			39

1

手帳別（障害別）一覧表
◆身体障害者手帳（音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害）



内 容		手帳の等級		年齢制限	所得制限	掲載ページ
		3 級	4 級			
税金など	軽自動車税（種別割）の減免	△	×			39
	NHK 受信料の減免	△	△		あり	39
交通に関する助成	くるりんばす利用の割引	○	○			40
	タクシー料金助成	○	×			40
	障害者タクシー運賃割引制度	○	○			40
	各種交通機関の割引	△	△			41
	身体障害者自動車運転免許取得費の助成	△	△			43
	有料道路割引制度	△	△			43
施設	日進市スポーツセンター	○	○			44
	愛知県 こうろぎ 口論義運動公園（温水プール）	○	○			44
障害福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	△	△			46
	共同生活援助（グループホーム）	△	△	あり		46
	施設入所支援	△	△	あり		46
	自立生活援助	△	△	あり		46
	短期入所（ショートステイ）	△	△			46
	生活介護	△	△	あり		46
	自立訓練（機能訓練）	△	△	あり		46
	就労移行支援	△	△	あり		46
	就労継続支援（A 型＝雇用型・B 型）	△	△	あり		46
	就労定着支援	△	△	あり		46
	就労選択支援（令和 7 年 10 月開始予定）	△	△	あり		46
	児童発達支援	△	△	あり		47
	放課後等デイサービス	△	△	あり		47
	保育所等訪問支援	△	△	あり		47
	計画相談支援	△	△	あり		47
	地域移行支援	△	△	あり		47
	地域定着支援	△	△	あり		47
	障害児相談支援	△	△	あり		47
	移動支援事業	△	△			47
	地域活動支援センター事業	△	△			47
	日中一時支援事業	△	△			47
	訪問入浴サービス事業	△	△	あり		47
就労	更生訓練費支給事業	△	△	あり	あり	53



身体障害者手帳をお持ちの方

肢 体 不 自 由

* 手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。

* 各種支給要件によっては、○が付いている場合でも該当しない場合があります。

○・・・おおむね該当

△・・・条件により該当

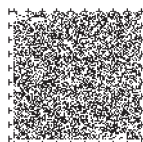
×・・・該当しない

内 容	手帳の等級						年齢 制限	所得 制限	掲載 ページ
	1級	2級	3級	4級	5級	6級			
手 当 な ど	障害者扶助料	○	○	○	○	○			20
	愛知県在宅重度障害者手当	○	○	△	×	×	あり	あり	20
	特別障害者手当	△	△	×	×	×	あり	あり	21
	障害児福祉手当	△	△	×	×	×	あり	あり	21
	特別児童扶養手当	○	○	○	△	×	あり	あり	22
医 療	障害者医療	○	○	○	△	△	あり		23
	後期高齢者福祉医療（通称マル福）	○	○	○	△	△	あり		23
	自立支援医療（更生医療）	△	△	△	△	△	あり	あり	24
	自立支援医療（育成医療）	△	△	△	△	△	あり	あり	24
日 常 生 活 の 支 援 な ど	福祉用具等の貸出	△	△	△	△	△			27
	補装具費の支給	△	△	△	△	△		あり	27
	日常生活用具の給付	△	△	△	△	△			28
	紙おむつ助成金の支給	△	△	△	△	△	あり		30
	車いす専用車の貸出	△	△	△	△	△			30
	福祉機器リサイクル	○	○	○	○	○			31
	家具転倒防止金具支給・取付事業	○	○	○	○	○			31
	リフォームヘルパーの派遣	○	○	○	○	○			31
	寝具洗濯乾燥サービス	△	△	×	×	×			32
	エコサポート	△	△	△	△	△			32
緊 急 時	ヘルプマークとヘルプカードの配布	○	○	○	○	○			34
	災害時要援護者地域支援制度	△	△	△	△	△			34
	緊急通報システムの設置	△	△	△	△	△			35
年 金 ・ 貸 付 な ど	障害基礎年金	△	△	△	△	△	あり	あり	36
	障害厚生年金	△	△	△	△	△	あり		36
	特別障害給付金	△	△	△	△	△	あり	あり	37
	障害者扶養共済制度	○	○	○	×	×	あり		37
	生活福祉資金（貸付制度）	△	△	△	△	△		あり	37
税 金 な ど	所得税・住民税の控除	○	○	○	○	○			38
	国民健康保険税の減免	○	○	○	△	△		あり	38
	自動車税（環境性能割・種別割）の減免	△	△	△	△	△			39
	軽自動車税（種別割）の減免	△	△	△	△	△			39
	NHK 受信料の減免	△	△	△	△	△		あり	39

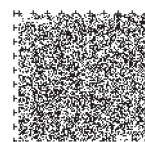
1

手帳別（障害別）一覧表

◆身体障害者手帳（肢体不自由）



内 容		手帳の等級						年齢 制限	所得 制限	掲載 ページ
		1級	2級	3級	4級	5級	6級			
交通に関する助成	くるりんばす利用の割引	○	○	○	○	○	○			40
	タクシー料金助成	○	○	○	×	×	×			40
	リフト付タクシー料金助成 *ただしタクシー料金助成との選択制	△	△	△	×	×	×			40
	障害者タクシー運賃割引制度	○	○	○	○	○	○			40
	各種交通機関の割引	△	△	△	△	△	△			41
	駐車禁止等除外指定車標章(除外対象者使用中)の交付	○	△	△	△	×	×			42
	身体障害者自動車運転免許取得費の助成	△	△	△	△	△	△			43
	身体障害者自動車改造費の助成	△	△	△	△	△	△		あり	43
	有料道路割引制度	△	△	△	△	△	△			43
施設	日進市スポーツセンター	○	○	○	○	○	○			44
	愛知県 こうろぎ 論義運動公園（温水プール）	○	○	○	○	○	○			44
障害福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	△	△	△	△	△	△			46
	重度訪問介護	△	△	△	△	△	△	あり		46
	重度障害者等包括支援	△	△	△	△	△	△	あり		46
	共同生活援助（グループホーム）	△	△	△	△	△	△	あり		46
	施設入所支援	△	△	△	△	△	△	あり		46
	自立生活援助	△	△	△	△	△	△	あり		46
	短期入所（ショートステイ）	△	△	△	△	△	△			46
	生活介護	△	△	△	△	△	△	あり		46
	自立訓練（機能訓練）	△	△	△	△	△	△	あり		46
	就労移行支援	△	△	△	△	△	△	あり		46
	就労継続支援（A型＝雇用型・B型）	△	△	△	△	△	△	あり		46
	就労定着支援	△	△	△	△	△	△	あり		46
	就労選択支援（令和7年10月開始予定）	△	△	△	△	△	△	あり		46
	療養介護	△	△	△	△	△	△	あり		46
	児童発達支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	居宅訪問型児童発達支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	放課後等デイサービス	△	△	△	△	△	△	あり		47
	保育所等訪問支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	計画相談支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	地域移行支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	地域定着支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	障害児相談支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	移動支援事業	△	△	△	△	△	△			47
	地域活動支援センター事業	△	△	△	△	△	△			47
	日中一時支援事業	△	△	△	△	△	△			47
	訪問入浴サービス事業	△	△	△	△	△	△	あり		47
就労	更生訓練費支給事業	△	△	△	△	△	△	あり	あり	53



身体障害者手帳をお持ちの方

内 部 障 害

* 手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。

* 各種支給要件によっては、○が付いている場合でも該当しない場合があります。

○・・・おおむね該当

△・・・条件により該当

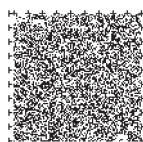
×・・・該当しない

内 容	手帳の等級				年齢 制限	所得 制限	掲載 ページ
	1級	2級	3級	4級			
手 当 な ど	障害者扶助料	○	○	○	○		20
	愛知県在宅重度障害者手当	○	○	△	×	あり	20
	特別障害者手当	△	△	×	×	あり	21
	障害児福祉手当	△	△	×	×	あり	21
	特別児童扶養手当	△	△	△	△	あり	22
医 療	障害者医療	○	○	○	△	あり	23
	後期高齢者福祉医療（通称マル福）	○	○	○	△	あり	23
	自立支援医療（更生医療）	△	△	△	△	あり	24
	自立支援医療（育成医療）	△	△	△	△	あり	24
日 常 生 活 の 支 援 な ど	福祉用具等の貸出	△	△	△	△		27
	補装具費の支給	△	△	△	△	あり	27
	日常生活用具の給付	△	△	△	△		28
	紙おむつ助成金の支給	△	△	△	△	あり	30
	車いす専用車の貸出	△	△	△	△		30
	福祉機器リサイクル	○	○	○	○		31
	家具転倒防止金具支給・取付事業	○	○	○	○		31
	リフォームヘルパーの派遣	○	○	○	○		31
	寝具洗濯乾燥サービス	△	△	×	×		32
	エコサポート	△	△	△	△		32
緊 急 時	ヘルプマークとヘルプカードの配布	○	○	○	○		34
	災害時要援護者地域支援制度	△	△	△	△		34
	緊急通報システムの設置	△	△	△	△		35
年 金 ・ 貸 付 な ど	障害基礎年金	△	△	△	△	あり	36
	障害厚生年金	△	△	△	△	あり	36
	特別障害給付金	△	△	△	△	あり	37
	障害者扶養共済制度	○	○	○	×	あり	37
	生活福祉資金（貸付制度）	△	△	△	△	あり	37
税 金 な ど	所得税・住民税の控除	○	○	○	○		38
	国民健康保険税の減免	○	○	○	△	あり	38

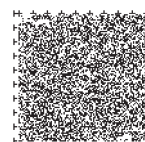
1

手帳別（障害別）一覧表

◆身体障害者手帳（内部障害）



内 容		手帳の等級				年齢 制限	所得 制限	掲載 ページ
		1級	2級	3級	4級			
税金など	自動車税（環境性能割・種別割）の減免	△	△	△	△			39
	軽自動車税（種別割）の減免	△	△	△	△			39
	NHK 受信料の減免	△	△	△	△		あり	39
交通に関する助成	くるりんばす利用の割引	○	○	○	○			40
	タクシー料金助成	○	○	○	×			40
	障害者タクシー運賃割引制度	○	○	○	○			40
	各種交通機関の割引	△	△	△	△			41
	駐車禁止等除外指定車標章（除外対象者使用中）の交付	○	○	○	△			42
	身体障害者自動車運転免許取得費の助成	△	△	△	△			43
	有料道路割引制度	△	△	△	△			43
施設	日進市スポーツセンター	○	○	○	○			44
	愛知県 こうりゅうぎ 運動公園（温水プール）	○	○	○	○			44
障害福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	△	△	△	△	あり		46
	共同生活援助（グループホーム）	△	△	△	△	あり		46
	施設入所支援	△	△	△	△	あり		46
	自立生活援助	△	△	△	△	あり		46
	短期入所（ショートステイ）	△	△	△	△			46
	生活介護	△	△	△	△	あり		46
	自立訓練（機能訓練）	△	△	△	△	あり		46
	就労移行支援	△	△	△	△	あり		46
	就労継続支援（A型＝雇用型・B型）	△	△	△	△	あり		46
	就労定着支援	△	△	△	△	あり		46
	就労選択支援（令和7年10月開始予定）	△	△	△	△	あり		46
	児童発達支援	△	△	△	△	あり		47
	放課後等デイサービス	△	△	△	△	あり		47
	保育所等訪問支援	△	△	△	△	あり		47
	計画相談支援	△	△	△	△	あり		47
	地域移行支援	△	△	△	△	あり		47
	地域定着支援	△	△	△	△	あり		47
	障害児相談支援	△	△	△	△	あり		47
	移動支援事業	△	△	△	△			47
	地域活動支援センター事業	△	△	△	△			47
	日中一時支援事業	△	△	△	△			47
	訪問入浴サービス事業	△	△	△	△	あり		47
就労	更生訓練費支給事業	△	△	△	△	あり	あり	53



療育手帳をお持ちの方

知的障害

* 手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。

* 各種支給要件によっては、○が付いている場合でも該当しない場合があります。

○・・・おおむね該当

△・・・条件により該当

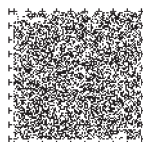
×・・・該当しない

内 容	手帳の等級			年齢制限	所得制限	掲載ページ
	A判定	B判定	C判定			
手当など	障害者扶助料	○	○	○		20
	愛知県在宅重度障害者手当	○	△	×	あり	20
	特別障害者手当	△	×	×	あり	21
	障害児福祉手当	△	×	×	あり	21
	特別児童扶養手当	○	○	△	あり	22
医療	障害者医療	○	○	×	あり	23
	後期高齢者福祉医療（通称マル福）	○	○	×	あり	23
日常生活の支援など	福祉用具等の貸出	△	△	△		27
	日常生活用具の給付	△	△	△		28
	紙おむつ助成金の支給	△	△	△	あり	30
	車いす専用車の貸出	△	△	△		30
	福祉機器リサイクル	○	○	○		31
	家具転倒防止金具支給・取付事業	○	○	○		31
	寝具洗濯乾燥サービス	△	×	×		32
	エコサポート	△	△	△		32
緊急時	ヘルプマークとヘルプカードの配布	○	○	○		34
	災害時要援護者地域支援制度	△	△	△		34
	緊急通報システムの設置	△	△	△		35
年金・貸付など	障害基礎年金	△	△	△	あり	36
	障害厚生年金	△	△	△	あり	36
	特別障害給付金	△	△	△	あり	37
	障害者扶養共済制度	○	○	○	あり	37
	生活福祉資金（貸付制度）	△	△	△		37
税金など	所得税・住民税の控除	○	○	○		38
	国民健康保険税の減免	○	○	×		38
	自動車税（環境性能割・種別割）の減免	△	×	×		39
	軽自動車税（種別割）の減免	△	×	×		39
	NHK 受信料の減免	△	△	△		39

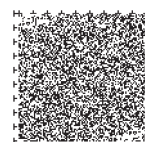
1

手帳別（障害別）一覧表

◆療育手帳（知的障害）



内 容		手帳の等級			年齢 制限	所得 制限	掲載 ページ
		A判定	B判定	C判定			
交通に関する助成	くるりんばす利用の割引	○	○	○			40
	タクシー料金助成	○	○	×			40
	障害者タクシー運賃割引制度	○	○	○			40
	各種交通機関の割引	△	△	△			41
	駐車禁止等除外指定車標章(除外対象者使用中)の交付	○	×	×			42
	有料道路割引制度	△	×	×			43
施設	日進市スポーツセンター	○	○	○			44
	愛知県 こころ 口論義運動公園（温水プール）	○	○	○			44
障害福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	△	△	△			46
	行動援護	△	△	△	あり		46
	重度訪問介護	△	△	△	あり		46
	重度障害者等包括支援	△	△	△			46
	共同生活援助（グループホーム）	△	△	△	あり		46
	施設入所支援	△	△	△	あり		46
	自立生活援助	△	△	△	あり		46
	短期入所（ショートステイ）	△	△	△			46
	生活介護	△	△	△	あり		46
	自立訓練（生活訓練）	△	△	△	あり		46
	就労移行支援	△	△	△	あり		46
	就労継続支援（A型＝雇用型・B型）	△	△	△	あり		46
	就労定着支援	△	△	△	あり		46
	就労選択支援（令和7年10月開始予定）	△	△	△	あり		46
	児童発達支援	△	△	△	あり		47
	居宅訪問型児童発達支援	△	△	△	あり		47
	放課後等デイサービス	△	△	△	あり		47
	保育所等訪問支援	△	△	△	あり		47
	計画相談支援	△	△	△	あり		47
	地域移行支援	△	△	△	あり		47
	地域定着支援	△	△	△	あり		47
	障害児相談支援	△	△	△	あり		47
	移動支援事業	△	△	△			47
	地域活動支援センター事業	△	△	△			47
	日中一時支援事業	△	△	△			47
就労	更生訓練費支給事業	△	△	△	あり	あり	53



◆ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

精神障害

* 手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。

* 各種支給要件によっては、○が付いている場合でも該当しない場合があります。

○・・・おおむね該当

△・・・条件により該当

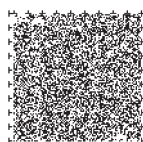
×・・・該当しない

内 容	手帳の等級			年齢制限	所得制限	掲載ページ
	1級	2級	3級			
手 当 な ど	障害者扶助料	○	○	○		20
	特別障害者手当	△	×	×	あり	21
	障害児福祉手当	△	△	×	あり	21
医 療	後期高齢者福祉医療（通称マル福）	○	○	△	あり	23
	自立支援医療（精神通院医療）	△	△	△		24
	精神障害者医療（精神通院医療）	△	△	△		25
	精神障害者医療（精神障害者医療）	○	○	×	あり	25
日 常 生 活 の 支 援 な ど	福祉用具等の貸出	△	△	△		27
	紙おむつ助成金の支給	△	△	△	あり	30
	車いす専用車の貸出	△	△	△		30
	福祉機器リサイクル	○	○	○		31
	家具転倒防止金具支給・取付事業	○	○	○		31
	エコサポート	△	△	△		32
緊 急 時	ヘルプマークとヘルプカードの配布	○	○	○		34
	災害時要援護者地域支援制度	△	△	△		34
	緊急通報システムの設置	△	△	△		35
年 金 ・ 貸 付 な ど	障害基礎年金	△	△	△	あり	36
	障害厚生年金	△	△	△	あり	36
	特別障害給付金	△	△	△	あり	37
	障害者扶養共済制度	△	△	△	あり	37
	生活福祉資金（貸付制度）	△	△	△		37
税 金 な ど	所得税・住民税の控除	○	○	○		38
	国民健康保険税の減免	○	○	△		38
	自動車税（環境性能割・種別割）の減免	△	×	×		39
	軽自動車税（種別割）の減免	△	×	×		39
	NHK 受信料の減免	△	△	△	あり	39

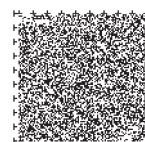
1

手帳別（障害別）一覧表

◆ 精神障害者保健福祉手帳（精神障害）



内 容		手帳の等級			年齢 制限	所得 制限	掲載 ページ
		1級	2級	3級			
交 通	くるりんばす利用の割引	○	○	○			40
	タクシー料金助成	○	○	×			40
	各種交通機関の割引	△	△	△			41
	駐車禁止等除外指定車標章(除外対象者使用中)の交付	○	×	×			42
施 設	日進市スポーツセンター	○	○	○			44
	愛知県 こうろぎ 口 ぎ 論義運動公園（温水プール）	○	○	○			44
障 害 福 祉 サ ー ビ ス	居宅介護（ホームヘルプ）	△	△	△			46
	行動援護	△	△	△	あり		46
	重度訪問介護	△	△	△	あり		46
	重度障害者等包括支援	△	△	△			46
	共同生活援助（グループホーム）	△	△	△	あり		46
	施設入所支援	△	△	△	あり		46
	自立生活援助	△	△	△	あり		46
	短期入所（ショートステイ）	△	△	△			46
	生活介護	△	△	△	あり		46
	自立訓練（生活訓練）	△	△	△	あり		46
	就労移行支援	△	△	△	あり		46
	就労継続支援（A型＝雇用型・B型）	△	△	△	あり		46
	就労定着支援	△	△	△	あり		46
	就労選択支援（令和7年10月開始予定）	△	△	△	あり		46
	児童発達支援	△	△	△	あり		47
	放課後等デイサービス	△	△	△	あり		47
	保育所等訪問支援	△	△	△	あり		47
	計画相談支援	△	△	△	あり		47
	地域移行支援	△	△	△	あり		47
	地域定着支援	△	△	△	あり		47
	障害児相談支援	△	△	△	あり		47
	移動支援事業	△	△	△			47
	地域活動支援センター事業	△	△	△			47
	日中一時支援事業	△	△	△			47
就 労	更生訓練費支給事業	△	△	△	あり	あり	53



手帳をもらうには
どんな手続きが
必要ですか？

2 障害者手帳について

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請は、市役所介護福祉課の窓口で受け付けています。手帳の種類や等級に応じて各種の福祉サービス等を利用することができます。

身体障害者手帳

- ◆身体に障害のある方（または保護者）の申請によって交付されます。
障害の種類や程度により、1 級から 6 級まで区分されます。

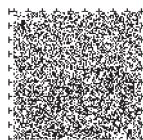
対象者	次の機能に障害のある方 ・視覚 ・聴覚 ・平衡機能 ・音声、言語機能 ・そしゃく機能 ・肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能） ・内臓機能（心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸） ・免疫機能 * 障害によっては、発症から一定期間を経過しないと認定されないものもありますのでご注意ください。
必要なもの	・身体障害者手帳申請書（介護福祉課窓口にあります） ・身体障害者診断書・意見書 （介護福祉課窓口で入手または愛知県のホームページよりダウンロードできます。） * 手帳用の診断書を作成できる医師は定められていますので、介護福祉課や病院でご確認ください。 ・本人の写真（縦4cm×横3cm 1年以内に撮影したもので、脱帽・上半身のもの） * デジタルカメラ等で撮ったものを薄い紙にプリントアウトしたものは不可です。 ・本人の個人番号カード等個人番号のわかるもの ・窓口にいいらっしゃる方の本人確認書類 ・代理人による手続きの場合は、代理権の確認できる書類

療育手帳

- ◆知的機能に障害のある方（または保護者）の申請によって交付されます。
障害の程度により、A 判定から C 判定まで区分されます。

対象者	知的障害であると認められた時期が 18 歳以前で、次の機関にて判定を受けた方 <table border="1"> <tr> <td>判定機関</td><td> ◆愛知県中央児童・障害者相談センター ・18 歳未満の方・・・企画・児童指導課 ☎ 052-961-7252 ・18 歳以上の方・・・障害者相談課 ☎ 052-961-7253 </td></tr> <tr> <td>判定基準</td><td> ◆A 判定・・・おおむね IQ35 以下 * IQ36～50 で、身体障害者手帳 1～3 級をお持ちの方で、日常生活において常時介護を要する場合は A 判定となります。 ◆B 判定・・・おおむね IQ36～50 ◆C 判定・・・おおむね IQ51～75 </td></tr> </table>	判定機関	◆愛知県中央児童・障害者相談センター ・18 歳未満の方・・・企画・児童指導課 ☎ 052-961-7252 ・18 歳以上の方・・・障害者相談課 ☎ 052-961-7253	判定基準	◆A 判定・・・おおむね IQ35 以下 * IQ36～50 で、身体障害者手帳 1～3 級をお持ちの方で、日常生活において常時介護を要する場合は A 判定となります。 ◆B 判定・・・おおむね IQ36～50 ◆C 判定・・・おおむね IQ51～75
判定機関	◆愛知県中央児童・障害者相談センター ・18 歳未満の方・・・企画・児童指導課 ☎ 052-961-7252 ・18 歳以上の方・・・障害者相談課 ☎ 052-961-7253				
判定基準	◆A 判定・・・おおむね IQ35 以下 * IQ36～50 で、身体障害者手帳 1～3 級をお持ちの方で、日常生活において常時介護を要する場合は A 判定となります。 ◆B 判定・・・おおむね IQ36～50 ◆C 判定・・・おおむね IQ51～75				
必要なもの	・療育手帳交付申請書（介護福祉課窓口にあります） ・本人の写真（縦 4cm×横 3cm 脱帽で上半身のもの） * デジタルカメラ等で撮ったものを薄い紙にプリントアウトしたものは不可です。 ・本人の個人番号カード等個人番号のわかるもの ・窓口にいいらっしゃる方の本人確認書類 ・代理人による手続きの場合は、代理権の確認できる書類				
備考	・定期的に再判定が必要です。手帳に記載されている「再判定年月」が近づきましたら、通知があります。 ・療育手帳の等級基準は都道府県で異なります。転出、転入の際はお問い合わせください。				

予約が
必要です

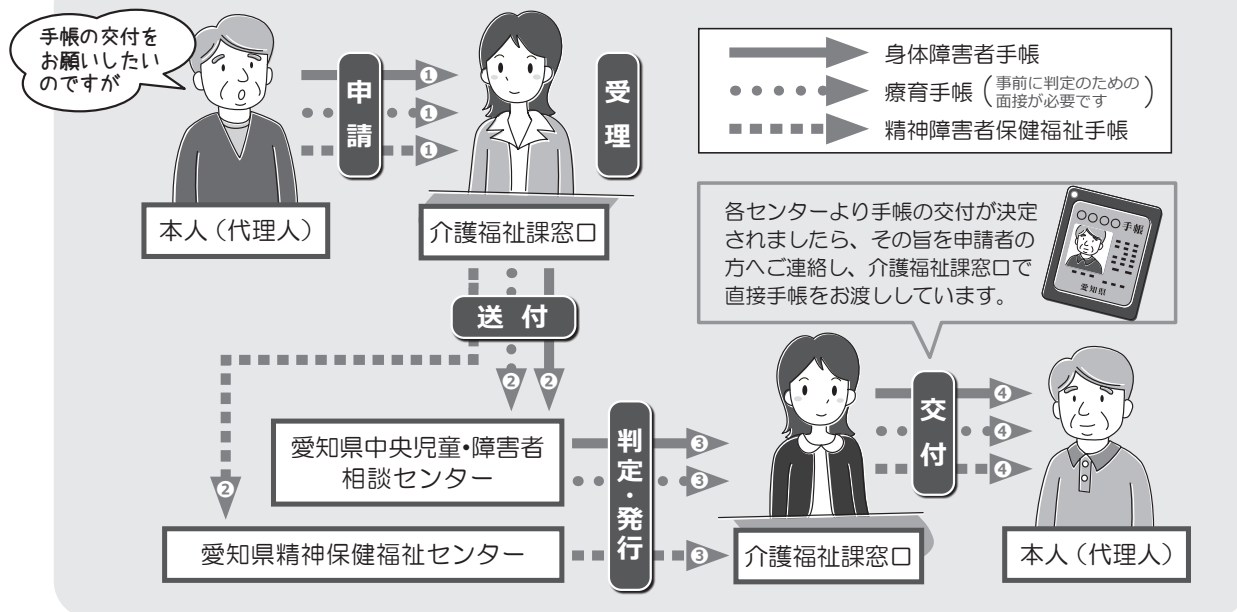


精神障害者保健福祉手帳

- ◆精神に障害のある方の申請によって交付されます。
障害の程度により、1級から3級まで区分されます。

対象者	精神に障害があり、精神科初診日から6ヶ月以上経過している方 *詳しくは、医師にご相談ください。
必要なもの	- 精神障害者保健福祉手帳交付申請書（介護福祉課窓口にあります） - 本人の写真（縦4cm×横3cm 脱帽で上半身のもの） *デジタルカメラ等で撮ったものを薄い紙にプリントアウトしたものは不可です。 - 本人の個人番号カード等個人番号のわかるもの - 窓口にいらっしゃる方の本人確認書類 - 代理人による手続きの場合は、代理権の確認できる書類 上記の他に以下の①、②のいずれかが必要です ① 精神障害者保健福祉手帳用の診断書 （介護福祉課窓口で入手または愛知県のホームページよりダウンロードできます。） ② 精神障害を支給事由とする年金証書の写し ・最新の年金振込通知書の写し又は直近の年金振込みが記帳されている通帳の写し ・同意書（介護福祉課窓口にあります）
備考	・手帳の有効期限は2年間です。更新手続きは有効期限の3ヶ月前から申請できます。

手帳交付までの流れ

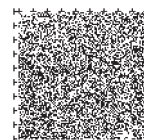


変更などの手続き

障害者手帳をお持ちの方に下記のような変更等がありましたら、速やかに手帳などをご持参のうえ、介護福祉課窓口にお越しください。

- ◆住所・氏名の変更 ◆手帳の紛失・き損 ◆写真が古くなったとき ◆障害に該当しなくなったとき※
◆障害の程度が変わったとき（診断書が必要です） ◆本人が亡くなったとき※ ◆手帳の再交付を受けたとき※

※手帳を返還していただきます。





手当がもら
えると聞き
ましたが

3 手当など

障害者手帳をお持ちの方およびその家族の方には、手帳の区分や等級に応じ、手当が支給される場合があります。*手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。

障害者扶助料

日進市の制度です

身 療 精

◆身体障害、知的障害、精神障害のある方に支給される手当です。

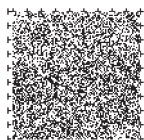
対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方			
支給額 (4・10月に支給)	身障手帳	療育手帳	精神手帳	支給月額
	1 級	A 判定	1 級	4,000 円
	2 級	B 判定	2 級	3,000 円
	3 級	C 判定	3 級	2,000 円
	4 ～ 6 級	—	—	1,000 円
必要なもの	・ 申請書（介護福祉課窓口にあります） ・ 障害者手帳 ・ 預金（貯金）通帳（本人名義）			
申請・問合せ	介護福祉課			☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554

愛知県在宅重度障害者手当

身 療 精

◆重度の障害のある方に支給される手当です。

対象者	次のいずれかの条件に該当する方 ・ 身体障害者手帳 1・2 級の方 ・ IQ35 以下の方 ・ 身体障害者手帳 3 級であり、IQ50 以下の方 *ただし、次の方は除きます。 ・ 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者 ・ 施設に入所されている方 ・ 3 ヶ月以上入院されている方 ・ 65 歳以上で手帳を取得された方（第2種手当該当の方のみ）		
支給額 (4・8・12月に支給)	受給対象者		支給月額
	第1種	・ 身体障害者手帳 1・2 級で IQ35 以下の方	15,500 円
	第2種	・ 身体障害者手帳 1・2 級の方 ・ IQ35 以下の方 ・ 身体障害者手帳 3 級で IQ50 以下の方	6,750 円
必要なもの	・ 申請書（介護福祉課窓口にあります） ・ 障害者手帳 ・ 預金（貯金）通帳（本人名義） *必要に応じ、課税証明書の提出を求める場合があります。		
申請・問合せ	介護福祉課		☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554



特別障害者手当



身療精

◆ 20歳以上の方で、心身に著しく重度の障害があり、日常生活において常に特別な介護を必要とされる方に支給される手当です。

対象者 所得制限があります	20歳以上で次のいずれかの条件に該当する方 (条件は一般的なものを挙げておいて、障害部位や心身の状態などによっては条件に該当しない場合があります。)		
	- 身体障害者手帳 2 級（一部を除く）以上の障害が 2 つ以上ある方 - 身体障害者手帳 2 級（一部を除く）以上の障害があり、IQ20 以下の方 - 身体障害者手帳 2 級（一部を除く）以上、または IQ20 以下で、その他に身体障害者手帳 3 級相当の障害が 2 つ以上ある方 - 身体障害者手帳 2 級（一部を除く）以上、または IQ20 以下、もしくはこれと同程度の障害または病状があり、日常生活においてほぼ全面介護が必要な状態にある方 * 施設に入所されている方、3 ヶ月以上入院されている方は除きます。		
支給額(月額) (2・5・8・11月に支給)	基準額	加 算 額	
	29,590 円	- 身体障害者手帳 1・2 級で療育手帳 A 判定 (IQ35 以下) - 身体障害者手帳 1・2 級または療育手帳 A 判定 (IQ35 以下)	6,850 円 1,050 円
* 物価変動に伴い、支給額が変わる場合があります。			
必要なもの	- 申請書（介護福祉課窓口にあります） ・ 預金(貯金)通帳（本人名義） - 特別障害者手当用診断書（不要の場合もあります） - 本人、配偶者、扶養義務者の個人番号カード等個人番号のわかるもの - 窓口申請にいらっしゃる方の本人確認書類 - 代理人による手続きの場合は、代理権の確認できる書類 など * 必要に応じ、その他書類の提出を求める場合があります。		
申請・問合せ	介護福祉課 ☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554		

3

手
当
な
ど

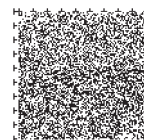
障害児福祉手当



身療精

◆ 20歳未満の方で、心身に著しく重度の障害があり、日常生活において常に特別な介護を必要とされる方に支給される手当です。

対象者 所得制限があります	20歳未満で次のいずれかの条件に該当する方 (条件は一般的なものを挙げておいて、障害部位や心身の状態などによっては条件に該当しない場合があります。)		
	- 身体障害者手帳 1 級の方 - I Q 20 以下の方 - 身体障害者手帳 2 級で、常時介護が必要な状態にある方 - 上記と同程度の障害または病状で、常時介護が必要な状態にある方 * 施設に入所されている方は除きます。		
支給額(月額) (2・5・8・11月に支給)	基準額	加 算 額	
	16,100 円	- 身体障害者手帳 1・2 級で療育手帳 A 判定 (IQ35 以下) - 身体障害者手帳 1・2 級または療育手帳 A 判定 (IQ35 以下)	6,900 円 1,150 円
* 物価変動に伴い、支給額が変わる場合があります。			
必要なもの	- 申請書（介護福祉課窓口にあります） ・ 預金(貯金)通帳（本人名義） - 障害児福祉手当用診断書（不要の場合もあります） - 本人および扶養義務者の個人番号カード等個人番号のわかるもの - 窓口申請にいらっしゃる方の本人確認書類 - 代理人による手続きの場合は、代理権の確認できる書類 など		
申請・問合せ	介護福祉課 ☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554		



特別児童扶養手当

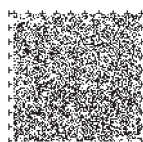


身 療 精

- ◆ 20歳未満の重度・中度の障害のあるお子さん、もしくは日常生活において常に介護を必要とする病状にあるお子さんを養育している方に支給される手当です。

* 手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。

対 象 者 所得制限があります	身体障害者手帳 1 級・2 級程度、療育手帳 A 判定程度のお子さんを養育している方 ⇒ 手当 1 級	
	身体障害者手帳 3 級程度・4 級程度の一部、療育手帳 B 判定程度のお子さんを養育している方 ⇒ 手当 2 級	
	じん臓、肝臓、血液等の疾病で日常生活において常に介護を必要とするお子さん、または精神障害のあるお子さんを養育している方 ⇒ 県において診断書等により判定を行った上で、手当の該当等級が決定されます。	
支 給 額 (4・8・11月に支給)	該当等級	支給月額 * 物価変動に伴い、支給額が変わる場合があります。
	手当 1 級	56,800 円
	手当 2 級	37,830 円
必要なもの	・ 申請書（子育て支援課窓口にあります） ・ 戸籍謄本 ・ 世帯全員の個人番号カード等個人番号のわかるもの ・ 預金（貯金）通帳（受給者名義） ・ 口座申出書（子育て支援課窓口にあります） ・ 本人確認書類（手続者のもの）※免許証、パスポートなど ・ 特別児童扶養手当用診断書（不要の場合もあります） * 必要に応じ、その他書類の提出を求める場合があります。	
申請・問合せ	子育て支援課	☎ 0561-73-4183 FAX 0561-72-4603





医療費が
心配です

4 医療に関する助成

障害などの状況に応じ、医療費の自己負担を軽減する助成制度があります。

* 手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。

障害者医療

身 療 精

◆ 障害のある方が、医療機関などで受診したときの保険診療にかかる自己負担額を助成します。受診の際に障害者医療費受給者証を提示してください。

(精神障害のある方は 25 ページの『精神障害者医療』をご参照ください。)

* 助成の対象となるものは、健康保険が適用されるものに限ります。

対象者	健康保険に加入している方で、次の①～④のいずれかに該当する方 (ただし、満 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入できる方は除きます。後期高齢者医療制度の加入者は「後期高齢者福祉医療」での助成対象となります。) ① 身体障害者手帳 1 級から 3 級の方 (腎臓機能障害は 4 級) ② 療育手帳 A・B 判定の方 ③ 進行性筋萎縮症で身体障害者手帳 4 級から 6 級の方 ④ 自閉症状態 (アスペルガー症候群、高機能自閉症を含む) と診断されている方
必要なもの	・ 申請書 (保険年金課窓口にあります) ・ 障害者手帳 (交付を受けている方) ・ 加入している健康保険の資格情報が分かるもの ・ 診断書 (④の方)
申請・問合せ	保険年金課 ☎ 0561-73-1430 FAX 0561-72-4554

後期高齢者福祉医療 (通称マル福)

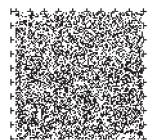


身 療 精

◆ 後期高齢者医療制度に加入している方が、医療機関などで受診したときの保険診療にかかる自己負担額を助成します。受診の際に後期高齢者福祉医療費受給者証を提示してください。

* 助成の対象となるものは、健康保険が適用されるものに限ります。

対象者	後期高齢者医療制度に加入している方で、次の①～③のいずれかに該当する方 ① 障害者医療の対象者 (満 65 歳以上) に該当する方 (23 ページ上段参照) ② 自立支援医療 (精神通院) を受けている方 * 該当通院分のみ (24 ページ参照) ③ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方 (満 65 歳以上) * この他にも、寝たきりの方、認知症の方、ひとり暮らしの方、結核の方 (命令入院患者)、精神保健福祉法による措置入院患者の方も対象になる場合があります。(所得制限等がある場合があります。)
必要なもの	・ 申請書 (保険年金課窓口にあります) ・ 障害者手帳 (交付を受けている方) ・ 加入している健康保険の資格情報が分かるもの ・ 自立支援医療 (精神通院) 受給者証 (交付を受けている方) * 対象者により上記以外にも必要なものがある場合があります。
申請・問合せ	保険年金課 ☎ 0561-73-1430 FAX 0561-72-4554



自立支援医療

身 療 精

◆障害者総合支援法に基づく制度で、「更生医療」「精神通院医療」「育成医療」の3種類があります。指定の医療機関で受診した場合、自立支援医療受給者証を提示することにより医療費の自己負担額が1割に軽減されます。

*有効期限は最長1年間で、更新手続きが必要です。

更生医療



身 療 精

対象者 所得制限があります	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、身体機能の回復を図るため、その障害そのものを軽減または除去するための医療を受ける方（人工透析・心臓手術・肝臓移植手術・人工関節の置換手術など） *手術後の申請は認められませんので、ご注意ください。
必要なもの	- 申請書（保険年金課窓口にあります） - 身体障害者手帳 - 加入している健康保険の資格情報が分かるもの - 要否判定意見書（保険年金課窓口にあります） - 世帯の所得を証明する書類 - 個人番号カード等個人番号のわかるもの など *要否判定意見書は自立支援医療（更生医療）の指定医療機関の指定医師の記入によります。
申請・問合せ	保険年金課 ☎ 0561-73-1430 FAX 0561-72-4554

精神通院医療

身 療 精

対象者 所得制限があります	精神的な病気により通院治療をされている方 （詳しくは精神障害の診断または医療に従事する医師にご相談ください。） *精神障害者保健福祉手帳をお持ちでなくても受けられます。
必要なもの	- 申請書（保険年金課窓口にあります） - 診断書（保険年金課窓口にあります） - 加入している健康保険の資格情報が分かるもの - 世帯の所得を証明する書類 - 身分証明書 - 個人番号カード等個人番号のわかるもの など *診断書は自立支援医療（精神通院）の指定医療機関の医師の記入によります。
申請・問合せ	保険年金課 ☎ 0561-73-1430 FAX 0561-72-4554

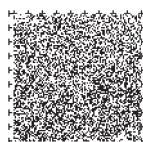


育成医療



身 療 精

対象者 所得制限があります	18歳未満のお子さんで、生まれつきの障害や、病気などを放置すると将来において身体に障害を残すと認められ、手術などを行うことにより、確実に障害が軽減されると期待できる方 *身体障害者手帳をお持ちでなくても受けられます。 *治療（開始）後の申請は認められませんのでご注意ください。
必要なもの	- 申請書（保険年金課窓口にあります） - 意見書（保険年金課窓口にあります） - 加入している健康保険の資格情報が分かるもの - 世帯の所得を証明する書類 - 個人番号カード等個人番号のわかるもの など *意見書は自立支援医療（育成医療）の指定医療機関の医師の記入によります。
申請・問合せ	保険年金課 ☎ 0561-73-1430 FAX 0561-72-4554



精神障害者医療

身 療 精

- ◆精神的な病気にかかっている方が、医療機関などで受診したときの保険診療にかかる自己負担額を助成します。受診の際に下記のそれぞれの医療費受給者証を提示してください。

精神通院医療

精神疾患に関する指定医療機関での
通院医療費自己負担額の助成

身 療 精

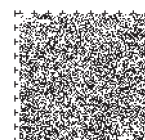
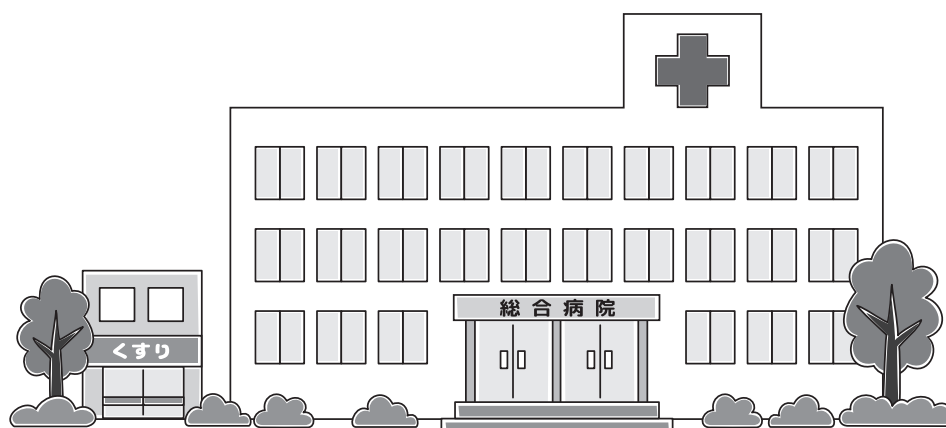
対象者	自立支援医療（精神通院医療）を受けている方（24ページ参照）	
必要なもの	・申請書（保険年金課窓口にあります） ・自立支援医療（精神通院）受給者証 ・加入している健康保険の資格情報が分かるもの	
申請・問合せ	保険年金課	☎ 0561-73-1430 FAX 0561-72-4554

精神障害者医療

すべての疾病の入院医療費、通院医療費自己
負担額の助成

身 療 精

対象者	精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級の交付を受けている方 （ただし、満 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入できる方は除きます。後期高 齢者医療制度加入者は「後期高齢者福祉医療」（23 ページ参照）での助成対象と なります。）	
必要なもの	・申請書（保険年金課窓口にあります） ・精神障害者保健福祉手帳 ・加入している健康保険の資格情報が分かるもの	
申請・問合せ	保険年金課	☎ 0561-73-1430 FAX 0561-72-4554



小児慢性特定疾病医療給付



身 療 精

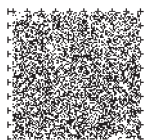
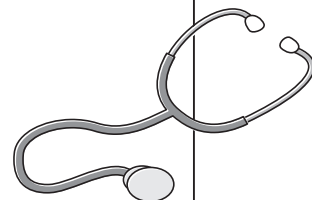
◆小児慢性疾病のうち、小児がんなどの特定の疾病は治療が長期間にわたり、医療費の負担が高額になることから、医療費の一部等を助成します。

対象者	18歳未満のお子さんで、次の小児慢性特定疾病に指定されている疾病(16 疾患群 801 疾病)にかかっており、認定基準に該当する方 1. 悪性新生物 2. 慢性腎疾患 3. 慢性呼吸器疾患 4. 慢性心疾患 5. 内分泌疾患 6. 膠原病 7. 糖尿病 8. 先天性代謝異常 9. 血友病等血液疾患 10. 免疫疾患 11. 神経・筋疾患 12. 慢性消化器疾患 13. 染色体または遺伝子に変化を伴う症候群 14. 皮膚疾患 15. 骨系統疾患 16. 脈管系疾患 * 疾病名、認定基準は小児慢性特定疾病情報センターのホームページをご覧ください。(https://shouman.jp/)
必要なもの	①医師の意見書 ②申請書・世帯調書・同意書 ③加入している健康保険の資格情報が分かるもの ④世帯全員の住民票 ⑤市県民税(非)課税証明書 ⑥個人番号カード等個人番号のわかるもの ①の様式は小児慢性特定疾病情報センター、②の様式は愛知県庁のホームページからダウンロードできます。申請書は保健所の窓口にもあります。 * ご不明点などありましたら下記まで事前にご連絡ください。
申請・問合せ	瀬戸保健所 ☎ 0561-82-2196 FAX 0561-82-9188
	瀬戸保健所豊明保健分室 ☎ 0562-92-9133 FAX 0562-93-8947

養育医療

◆入院治療を必要とする未熟児の医療費を助成します。

対象者	医師が入院治療を必要と認めた未熟児
必要なもの	・申請書(保険年金課窓口にあります) ・意見書(保険年金課窓口にあります) ・加入している健康保険の資格情報が分かるもの ・世帯の所得を証明する書類 ・個人番号カード等個人番号のわかるもの など <u>* 退院後の申請は認められません。</u> * 意見書は養育医療の指定医療機関の医師の記入によります。 * 子ども医療などの受給者でない場合は一部負担金が必要です。
申請・問合せ	保険年金課 ☎ 0561-73-1430 FAX 0561-72-4554



日常生活の中で
いろいろと不便な
ことがあります。

5 日常生活の支援など

福祉機器等の貸出や購入費用の助成、ごみ出しの支援など、障害のある方の日常生活を支援する制度があります。

福祉用具等の貸出

身 療 精

◆通院、旅行等で一時的に必要な方に、福祉用具等の貸出しをします。

*手帳をお持ちでない方もご利用できます。

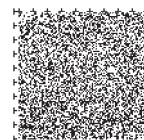
対 象 者	・けがや病気、通院、旅行等で一時的に福祉用具等が必要な方 ・福祉用具等の貸与、支給までの期間に福祉用具等が必要な方
費 用	無 料
対象福祉用具	・車いす ・歩行器 ・杖 ・スロープ ・入浴補助用具 など
貸出期間	貸出日より30日間 *延長申請により同一年度内で最大90日間まで可能
必要なもの	・申請書（日進市社会福祉協議会窓口にあります）
申請・問合せ	日進市社会福祉協議会 ☎ 0561-73-4885 FAX 0561-73-4954

補装具費の支給

身 療 精

◆障害により失われたり低下したりした身体機能を補うための機器等を購入・修理（条件により一部借受け）するための費用を支給します。（治療用装具とは手続きが異なりますのでご注意ください。）

対 象 者 所得制限があります	身体障害者手帳をお持ちの方、または難病等により障害のある方 * 障害の部位や程度により補装具の交付に制限があります。また、介護保険に該当する方については、一部の補装具は介護保険による貸与が優先となります。 * 軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等の助成については28ページをご参照ください。
対象補装具	・義手 ・義足 ・装具 ・姿勢保持装置 ・視覚障害者安全つえ ・義眼 ・補聴器 ・車いす ・電動車いす ・歩行器 ・重度障害者用意思伝達装置 など
自己負担額	品目ごとの基準額の範囲内において定価の1割 ただし、基準額を超える部分については全額自己負担です。 *負担が重くならないよう、世帯の所得に応じて支払う費用の上限を設けています。
必要なもの	・申請書（介護福祉課窓口にあります） ・障害者手帳 ・医師の意見書 ・見積書 ・個人番号カード等個人番号のわかるもの ・窓口申請にいらっしゃる方の本人確認書類 ・代理人による手続きの場合は、代理権の確認できる書類 など *必ず購入・修理する前に申請の相談・手続きを行ってください。 <u>購入後の申請は対象になりません。</u> *見積書の取扱業者は市へ登録した業者のみとなりますので、必ず事前にお問い合わせください。
申請・問合せ	介護福祉課 ☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554



軽度・中等度難聴児支援事業



身 療 精

- ◆ 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入や修理に係る費用の一部を助成します。

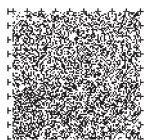
対象者 所得制限があります	両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳以下の方 (18 歳の方は、18 歳に達した日の属する年度の末日まで)
助成額	実際の費用又は基準額のいずれか低い額の 3 分の 2 (上限額 39,600 円 両耳の場合は 79,200 円)
必要なもの	・ 申請書 (介護福祉課窓口にあります) ・ 医師の意見書 (介護福祉課窓口にあります) ・ 見積書 など * 必ず購入・修理する前に申請の相談・手続きを行ってください。 購入後の申請は対象になりません。 * 見積書の取扱業者は市へ登録した業者のみとなりますので、必ず事前にお問い合わせください。
申請・問合せ	介護福祉課 ☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554

日常生活用具の給付

身 療 精

- ◆ 重度の障害のある方に、日常生活の便宜を図るための生活用具を給付します。

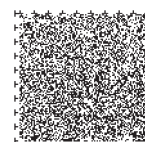
対象者	身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方、難病等により障害のある方、小児慢性特定疾病医療受給者証(保健所が発行)をお持ちの方 * 障害の部位や程度により給付の条件が異なります。また、介護保険に該当する方については、一部の用具は介護保険による給付が優先となります。
対象用具	29 ページをご覧ください。
自己負担額	品目ごとの基準額の範囲内において定価の 1 割 (スローマ用装具は 0.5 割) ただし、基準額を超える部分については全額自己負担です。 * 負担が重くならないよう、世帯の所得に応じて支払う費用の上限を設けています。
必要なもの	・ 申請書 (介護福祉課窓口にあります) ・ 障害者手帳 ・ 見積書 ・ 用具のカatalog など * 必ず購入する前に申請の手続きを行ってください。 購入後の申請は対象になりません。 * 見積書の取扱業者は市へ登録した業者のみとなりますので、必ず事前にお問い合わせください。 * 障害者手帳で判断できない場合、医師の意見書を求めることがあります。
申請・問合せ	介護福祉課 ☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554



日常生活用具一覧表

障 害	主 な 品 目
視 覚 障 害	◆ 視覚障害者用ポータブルレコーダー ◆ 視覚障害者用 IC タグレコーダー ◆ 視覚障害者用活字文書読上げ装置 ◆ 視覚障害者用拡大読書器・音声読書器 ◆ 情報・通信支援用具（パソコン周辺機器・ソフトウェア） ◆ 点字ディスプレイ ◆ 点字図書 ◆ 点字タイプライター ◆ 点字器 ◆ 歩行時間延長信号機用小型送信機 ◆ 視覚障害者用体温計（音声式） ◆ 視覚障害者用時計 ◆ 視覚障害者用体重計 ◆ 視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ ◆ 電磁調理器
聴 覚 障 害	◆ 聴覚障害者用屋内信号装置 ◆ 聴覚障害者用通信装置（ファクシミリ） ◆ 聴覚障害者用情報受信装置 ◆ 人工内耳用電池（空気電池・充電電池） ◆ 人工内耳用充電器 ◆ 人工内耳用体外装置 ◆ 点字ディスプレイ（視覚障害との重度重複障害の場合）
上 肢 機 能 障 害	◆ 特殊便器 ◆ 情報・通信支援用具（パソコン周辺機器）
下 肢 機 能 障 害 体 幹 機 能 障 害	◆ 特殊マット ◆ 特殊寝台 ◆ 特殊尿器 ◆ 便器 ◆ 訓練椅子 ◆ 携帯用会話補助装置 ◆ 入浴担架 ◆ 入浴補助用具 ◆ 移動用リフト ◆ 移動用リフト（つり具シート部分） ◆ 移動・移乗支援用具 ◆ 体位変換器 ◆ T 字状・棒状のつえ ◆ 頭部保護帽 ◆ 特殊寝台（貸与）
平 衡 機 能 障 害	◆ 移動・移乗支援用具 ◆ T 字状・棒状のつえ ◆ 頭部保護帽
音 声 言 語 機 能 障 害	◆ 携帯用会話補助装置 ◆ 人工喉頭（笛式・電動式） ◆ 聴覚障害者用通信装置（ファクシミリ）
じ ん 臓 機 能 障 害	◆ 透析液加温器
呼 吸 器 機 能 障 害	◆ ネブライザー（吸入器） ◆ 電気式たん吸引器 ◆ 電気式たん吸引器・ネブライザー両用器
ぼうこう・直腸機能障害	◆ ストーマ装具（消化器系、尿路系、洗腸用具） ◆ 紙おむつ等 ◆ 収尿器
知 的 障 害	◆ 特殊マット ◆ 特殊便器 ◆ 頭部保護帽 ◆ 電磁調理器 ◆ 情報・通信支援用具（パソコン周辺機器・ソフトウェア） ◆ 火災警報器 ◆ 自動消火器
そ の 他	◆ 火災警報器 ◆ 自動消火器 ◆ 酸素ボンベ運搬車 ◆ パルスオキシメーター ◆ 収尿器 ◆ 紙おむつ等 *紙おむつ助成金（P30）の受給者は除きます。 ◆ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） *事前にリフォームヘルパーの相談、助言が必要です。 ＜小児慢性特定疾病の方は、下記の用具が給付対象となります。＞ ◆ 便器 ◆ 特殊マット ◆ 特殊尿器 ◆ 特殊便器 ◆ 特殊寝台 ◆ 歩行支援用具 ◆ 入浴補助用具 ◆ 体位変換器 ◆ 頭部保護帽 ◆ 車いす（電動以外） ◆ クールベスト ◆ 紫外線カットクリーム ◆ 電気式たん吸引器 ◆ ネブライザー ◆ パルスオキシメーター ◆ ストーマ装具（消化器系・尿路系） ◆ 人工鼻

※ 品目によって、障害者手帳の等級、治療内容、年齢、世帯など障害のある方の状況が条件になります。また、医師の意見書の提出が必要な場合もあります。詳細は事前にお問い合わせください。



紙おむつ助成金の支給

日進市の制度です

身 療 精

◆在宅生活を送っている障害のある方で、紙おむつが必要な方に助成券を支給します。

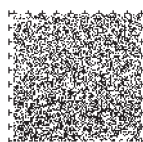
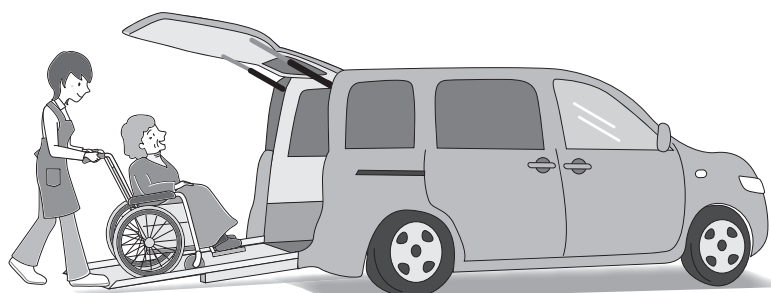
対象者	在宅で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、障害に起因する事由で紙おむつが必要な方 * 3歳未満のお子さん、介護保険に該当する方、入院中、施設入所中の方は対象外となります。
支給額	月額 4,500 円分（券面 500 円 9 枚綴り） * 500 円未満の金額には使用できません。
必要なもの	・ 申請書（介護福祉課窓口にあります） ・ 障害者手帳 ・ 窓口にいいらっしゃる方の本人確認書類
手続き	介護福祉課窓口で交付申請手続きをしてください。 後日、ご自宅に「紙おむつ購入助成券」を送付します。 * 申請を受け付けた日の翌月から年度末までのご利用分です。
申請・問合せ	介護福祉課 ☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554

車いす専用車の貸出

身 療 精

◆車いす利用の方が、病院への通院や入退院時、又は外出されるときなどに、車いす専用車の貸出しをします。 * 手帳をお持ちでない方もご利用できます。

対象者	車いす利用者又はその家族で運転手を確保できる方
貸出期間	2 営業日以内（受付は月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時まで）
費用	無 料 * 利用距離に応じて燃料費を負担していただきます。 * 2 営業日にわたって使用する場合は、ガソリンを満杯にした上で返却していただきます。
必要なもの	・ 申請書（日進市社会福祉協議会窓口にあります） ・ 免許証（運転者）
申請・問合せ	日進市社会福祉協議会 ☎ 0561-73-4885 FAX 0561-73-4954



福祉機器リサイクル

身 療 精

◆不要となった福祉機器等を譲りたい方と、必要とする方に登録いただいて、その情報を紹介します。 *対象とならない福祉機器もございます。 *どなたでもご利用できます。

対 象 者	福祉機器を譲りたい方、譲り受けたい方	
費 用	登録は無料	
申請・問合せ	日進市社会福祉協議会	☎ 0561-73-4885 FAX 0561-73-4954

家具転倒防止金具支給・取付事業

身 療 精

◆地震対策のため、障害のある方、高齢者の方のみでお住まいの家庭および中学生以下のお子さんのいる母子家庭に、家具の転倒防止金具を支給し、取り付けます。

対 象 者	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯 ・65歳以上のひとり暮らしの方および65歳以上の方のみの世帯 ・中学生以下のお子さんのいる母子家庭	
費 用	無 料 *対象となる家具は主として起居する部屋(寝室・居間など)に置かれたものに限り、4つまでを対象とします。(電化製品は取付不可)	
必要なもの	・申請書(防災安全課窓口にあります) ・居宅の位置図 ・家具の配置図 ・支給要件を証する書類(障害者手帳)	
手続きの流れ	申請いただいた後、訪問調査を行います。転倒防止金具の取付は、調査後に再度訪問し、行います。	
申請・問合せ	防災安全課	☎ 0561-73-3279 FAX 0561-74-0258

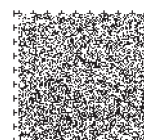
リフォームヘルパーの派遣

身 療 精

◆障害のある方のために住宅環境の改善を考えている方の家をリフォームヘルパーが訪問し、本人の状況に適した改善に向けての相談、助言を行います。

対 象 者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる家庭 *介護保険対象者を除きます。 *障害の部位や程度によっては対象外となる場合があります。	
費 用	無 料	
申請・問合せ	介護福祉課	☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554
	日進市障害者相談支援センター	☎ 0561-72-0853 FAX 0561-75-6615

*リフォームヘルパーの派遣前に調査に伺わせていただきますので、まずは介護福祉課・日進市障害者相談支援センターまでお問い合わせください。



寝具洗濯乾燥サービス

身 療 精

- ◆ご自分で布団を干すことができない方の布団を水洗いします。
(年に2回、対象者1人につき実施月に5枚まで)

対 象 者	・身体障害者手帳1・2級、かつ療育手帳A判定の方 ・満65歳以上で、ひとり暮らしまたは、3ヶ月以上ねたきりの状態にある方で虚弱、疾病などにより援護を要する方	
費 用	◆掛け布団・敷布団 300円/1枚 ◆毛布 100円/1枚	
実 施 月	7月・12月(12月に実施できなかった方のみ3月に実施)	
必要なもの	・申請書(介護福祉課窓口にあります) * 民生委員の意見が必要です。 ・障害者手帳	
申請・問合せ	介護福祉課(障害者)	☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554
	介護福祉課(高齢者)	☎ 0561-73-1495 FAX 0561-72-4554

エコサポート

身 療 精

- ◆家庭から出されるごみや資源(粗大ごみを除く)を所定の場所までひとりで持ち出すことが困難な方に、ごみ出しなどを支援します。

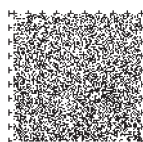
対 象 者	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方でひとり暮らしの方 ・満65歳以上で介護保険の要介護認定を受けているひとり暮らしの方 ・上記に準ずる世帯 * 親族や近隣の方に協力を得ることができない方に限ります。	
費 用	無 料	
手 続 き	訪問調査を行い、実施の可否を決定します。	
申請・問合せ	介護福祉課(障害者)	☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554
	介護福祉課(高齢者)	☎ 0561-73-1495 FAX 0561-72-4554

粗大ごみのFAX申込み

身 療 精

- ◆聴覚に障害があるため、電話で粗大ごみの申込みを行うことが困難な方にご利用いただけます。

対 象 者	聴覚に障害のある方	
手 続 き	申込書に必要事項を記入し、環境課へFAXで送信してください。インターネットからも申込み可能です。 詳細は日進市のホームページをご確認ください。	
申請・問合せ	環境課	FAX 0561-72-4603



意思疎通支援

身 療 精

- ◆聴覚障害のある方などに対して、手話通訳者や要約筆記者を無料で派遣し、意思疎通のお手伝いをします。

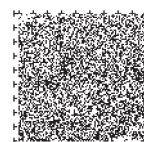
種 類	内 容	問 合 せ
手話通訳	聴覚に障害のある方が、本会議、委員会の傍聴を希望される場合は、手話通訳を利用することができます。事前にお問い合わせください。	議事課 ☎ 0561-73-5923 FAX 0561-74-0650
手話通訳・要約筆記	聴覚障害、音声・言語機能障害のある方および、それらの方とコミュニケーションを図る必要がある方に、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。(派遣者の交通費等を実費でいただきます場合があります。) 利用例：住民票手続き、病院の診察など * その他特に必要と認める場合もご利用いただけますのでお問い合わせください。	介護福祉課 ☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554

点 訳 ・ 音 訳 など

身 療 精

- ◆障害のある方などに対して、広報紙などの点訳本や音訳カセットテープなどを無料でお渡しまたは貸出ししています。

種 類	内 容	問 合 せ
音 訳	日進市広報 『広報につしん』	情報広報課 ☎ 0561-73-3149 FAX 0561-73-6845
	障害福祉ガイドブック 『につしんの福祉』	介護福祉課 ☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554
	行政資料の音訳 ごみの出し方や保健センターガイドなどのデージー版 CD や音訳カセットテープをお渡ししています。 対象者：『広報につしん』の音訳を利用している方	地域福祉課 ☎ 0561-73-1484 FAX 0561-72-4554
点 訳 ・ 音 訳	市議会広報 『につしん市議会だより』	議事課 ☎ 0561-73-5923 FAX 0561-74-0650
	社会福祉協議会広報 『福祉だより』	社会福祉協議会 ☎ 0561-73-4885 FAX 0561-73-4954
音声コード音訳	愛知県広報 『広報あいち』	地域福祉課 ☎ 0561-73-1484 FAX 0561-72-4554
点 訳 ・ 音 訳 など	図 書 館 ・ 視覚による表現の認識に障害のある方などに録音図書・点字図書の貸出しと対面朗読を行います。 ・ 障害や高齢のため来館困難な方に本の郵送・宅配貸出しを行います。 ・ インターネットサービス「サピエ」を通して録音図書・点字図書を利用できます。 ・ 耳で聴くオーディオブックやわかりやすいLLブックなどがあります。 ・ マルチメディアデージー図書の貸出し、館内での視聴ができます。	図書館 ☎ 0561-73-4123 FAX 0561-73-6224





災害など、
いざという時
心配です。

6 緊急時の支援など

急病や事故、地震などの災害時など、緊急を要するような事態が起きた場合などに、障害のある方を支援するシステムがあります。

ヘルプマークとヘルプカードの配布

身 療 精

- ◆外見からは障害があると分かりづらい方が、周囲に配慮が必要なことを提示し理解や支援のきっかけを作ります。

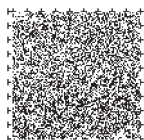
 ヘルプマーク	障害があっても、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう提示していただくものです。赤字に白抜きの十字とハートマークが表示されています。
 ヘルプカード	日頃から携帯していただき、災害時や日常生活の中での困りごとの場面で、周囲の方に理解や支援を求めるきっかけを作るカードです。カードには『苦手なこと・できないこと』や『必要な支援・配慮してほしいこと』などを記入します。
対 象 者	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、認知症の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている市内在住の方（手帳の有無は問いません）
手 続 き	対象者およびその代理人からの申出により配布します。（口頭で可） ＊ 1人につき1つまで
申請・問合せ	地域福祉課 ☎ 0561-73-1484 FAX 0561-72-4554
	日進市障害者相談支援センター ☎ 0561-72-0853 FAX 0561-75-6615

災害時要援護者地域支援制度

身 療 精

- ◆災害が発生した場合に避難に時間を要し、もしくは自力で避難することが困難な方を、地域の方が支援する地域の助け合い（見守り・共助）の制度です。（登録によって災害時における支援が保障されるものではありません。）

対 象 者	障害のある方、要介護3～5の方、ひとり暮らしの高齢者など、災害時に地域における安否確認や避難支援などが必要な方
手 続 き	希望する場合は、所定の申請書に必要事項を記入し、窓口へ提出してください。
申請・問合せ	防災安全課 ☎ 0561-73-3279 FAX 0561-74-0258
	地域福祉課 ☎ 0561-73-1484 FAX 0561-72-4554



緊急通報システムの設置

身 療 精

- ◆ひとり暮らしの障害のある方の自宅に消防署へ通報する機器を無料で設置し、急病や事故等のため救助を必要とするときに、協力員と共に適切な救助・援助を行います。

対 象 者	ひとり暮らしの障害のある方（緊急時に通報が困難な方）	
手 続 き	訪問調査を行い、実施の可否を決定します。	
申 請 ・ 問 合 せ	介護福祉課（障害者）	☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554
	介護福祉課（高齢者）	☎ 0561-73-1495 FAX 0561-72-4554

NET119緊急通報システム

聴覚や発話に障害のある方を対象とした緊急通報システム

身 療 精

- ◆聴覚や発話等の障害により音声による119番通報が困難な方を対象に、スマートフォンのインターネット機能（Web機能）を活用して火災や救急等の緊急通報が行えるシステムです。

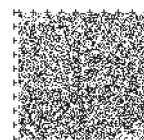
対 象 者	電話（音声）による119番通報が困難な方（聴覚発話障害等）	
必要なもの	・申請書（尾三消防本部のホームページにあります） ・登録に使うスマートフォン	
手 続 き	申請書を直接尾三消防本部指令課へ提出、もしくは尾三消防組合ホームページからスマートフォンで利用登録を行います。 *利用登録の受付は、尾三消防本部指令課のみとなります。	
申 請 ・ 問 合 せ	尾三消防本部 指令課 東郷町大字諸輪字曙 18 ホームページ https://www.bisan-fd.togo.aichi.jp	☎ 0561-38-0119 FAX 0561-38-4119 メール shirei@bisan-fd.togo.aichi.jp

FAX110番・110番アプリシステム

身 療 精

- ◆聴覚障害等のある方が、文字による対話形式で、リアルタイムに近い通報を行うことができるシステムです。（愛知県内の通報に限ります。）

対 象 者	電話（音声）による110番通報が困難な方、聴覚・言語機能に障害がある方	
FAX110番	FAXにより緊急事態を通報する方法です。 〈FAX専用番号〉0120-110-369	
110番 アプリシステム	専用アプリから文字や画像で110番通報できるシステムです。 ●スマートフォンの方 iPhoneの方はAppStoreから、Androidの方はGooglePlayで「110番アプリ」と検索しダウンロードしてください。 ●フィーチャーフォンの方 ご使用の携帯電話から https://mobile110.npa.go.jp にアクセスしてください。（※http接続も可能です。）	
問 合 せ	愛知県警察本部 地域部 通信指令課 愛知県警察ホームページ https://www.pref.aichi.jp/police/	☎ 052-951-1611



7 年金・貸付など

障害のある方には、障害と認定された時期や障害の程度などによって年金が支給される場合があります。また、障害のある方への貸付制度もあります。＊身体障害者手帳等をお持ちでない方も該当する場合があります。

障害基礎年金



身療精

◆国民年金加入中に、病気やけがで一定の障害がある状態になった時などに、年金が支給されます。

対象者	国民年金法に定める障害の等級に該当し、次のいずれかの要件を満たしている方（障害の等級は障害者手帳の等級とは異なります。） ・初診日に国民年金に加入しており、保険料の納付要件を満たしていること ・初診日に 60 歳以上 65 歳未満で、日本国内に住所があり、かつ保険料の納付要件を満たしていること ・初診日に 20 歳未満であること（所得制限があります）	
年金額	障害等級（手帳の等級とは異なります）	支給額（物価変動に伴い変わる場合があります）
	1 級	1,039,625 円 / 年 + 子の加算額
	2 級	831,700 円 / 年 + 子の加算額
申請・問合せ	保険年金課	☎ 0561-73-1420 FAX 0561-72-4554
	昭和年金事務所 予約受付専用電話	☎ 052-853-1463 FAX 052-853-3700

障害厚生年金



身療精

◆厚生年金加入中に、病気やけがで一定の障害がある状態になった時などに、年金が支給されます。

対象者	次のすべての要件を満たしている方 ・初診日に厚生年金に加入していること ・障害認定日において厚生年金保険法に定める障害の等級に該当すること（障害の等級は障害者手帳の等級とは異なります。） ・保険料の納付要件を満たしていること	
年金額	障害等級（手帳の等級とは異なります）	支給額（物価変動に伴い変わる場合があります）
	1 級	報酬比例の年金額 × 1.25 + 配偶者加給年金額
	2 級	報酬比例の年金額 + 配偶者加給年金額
	3 級	報酬比例の年金額（最低 623,800 円）
申請・問合せ	昭和年金事務所（要予約）	予約受付専用電話 ☎ 052-853-1463 0570-05-4890 FAX 052-853-3700

※上記の障害基礎年金、障害厚生年金（1・2 級に限る）の受給者に対して別途年金生活者支援給付金が支給されます。（所得制限があります）

1 級	6,813 円 / 月
2 級	5,450 円 / 月

特別障害給付金



身療精

- ◆国民年金に加入しなかったことにより、障害基礎年金などが受給できない障害のある方に、福祉的措置として支給されます。

対象者 所得制限があります	国民年金に加入していなかった次のいずれかの期間に初診日があり、現在、障害基礎年金 1・2 級相当の障害に該当する方 (障害の等級は障害者手帳の等級とは異なります。) ・平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生だった期間 ・昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者だった期間	
	障害等級 (手帳の等級とは異なります)	支給額 (物価変動に伴い変わる場合があります)
年金額	1 級	56,850 円 / 月
	2 級	45,480 円 / 月
申請・問合せ	保険年金課	☎ 0561-73-1420 FAX 0561-72-4554
	昭和年金事務所	予約受付専用電話 ☎ 052-853-1463 0570-05-4890 FAX 052-853-3700

障害者扶養共済制度

身療精
一部対象あり

- ◆障害のある方を扶養している保護者が、生存中に毎月一定の掛金を納めることで、保護者に万が一 (死亡・重度障害) のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

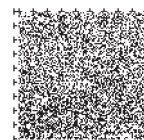
対象者	保護者が 65 歳未満で特別な疾病や障害がなく、障害のある方が次のいずれかに該当する方 ① 知的障害 ② 身体障害 (身体障害者手帳 1 級から 3 級保持者) ③ 精神または身体に永続的な障害のある方で、①または②と同程度と認められる方	
掛金額	加入時の年齢に応じ、月額 9,300 円から 23,300 円 (1 口)	
年金額	月額 20,000 円 (1 口加入の場合)	
申請・問合せ	介護福祉課	☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554

生活福祉資金 (貸付制度)

身療精

- ◆障害のある方の世帯を対象に、自立した日常生活を送ることができるよう、一時的に必要な資金を貸付します。詳しくはお問い合わせください。

申請・問合せ	日進市社会福祉協議会	☎ 0561-73-4885 FAX 0561-73-4954
--------	------------	------------------------------------



家族に障害がある
場合、税金などは
減免されますか？

8 税金・公共料金等の減免など

障害者手帳をお持ちの方およびその家族の方には、手帳の区分や等級に応じ税金などが減免される場合があります。*手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。

所得税・住民税の控除

身 療 精

◆障害のある方が、所得税や住民税の納税義務者本人または同一生計配偶者や扶養親族である場合、所得控除を受けることができます。

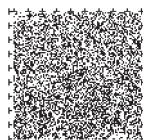
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または扶養している方		
控 除 額	障害者控除	・ 身体障害者手帳 3 級から 6 級 ・ 療育手帳 B・C 判定 ・ 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	所得税 270,000 円
			住民税 260,000 円
	特別障害者控除	・ 身体障害者手帳 1・2 級 ・ 療育手帳 A 判定 ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級	所得税 400,000 円
			住民税 300,000 円
* 同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者で、同居を常況としている場合は 所得税は 350,000 円、住民税は 230,000 円加算されます。 * 住民税は、障害のある方本人の合計所得金額が 135 万円以下の場合には課税されません。			
手 続 き	年末調整や確定申告等の際に手続きしてください。		
申 請 ・ 問 合 せ	＜所得税＞ 昭和税務署		☎ 052-881-8171 電話での相談が困難な方は57ページをご覧ください。
	＜住民税＞ 税務課		☎ 0561-73-4094 FAX 0561-73-8024

国民健康保険税の減免

身 療 精

◆障害のある方が、国民健康保険に加入している納税義務者であり、前年中の総所得金額等が 210 万円以下である場合に、国民健康保険税の減免を受けることができます。

対象者	・身体障害者手帳 1 級から 3 級、4 級（腎臓機能障害）、4 級から 6 級（進行性筋萎縮症） ・精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級 ・療育手帳 A・B 判定（IQ50 以下） ・自閉症状群（アスペルガー症候群、高機能自閉症を含む）と診断されている方		
減免額	減免申請日後に到来する当該年度納期分 100 分の 20		
手続き	7 月末日までに障害者手帳等及び個人番号カード等本人確認書類を持参して申請をしてください。 * 年度途中でも申請できます。ご不明な点はお問い合わせください。		
申請・問合せ	保険年金課		☎ 0561-73-1420 FAX 0561-72-4554



自動車税(環境性能割・種別割)の減免

身 療 精

手 続 き	・ 詳細は各県税事務所へ直接お問い合わせください。		
申請・問合せ	＜自動車税環境性能割＞	名古屋東部県税事務所	☎ 052-953-7865 FAX 052-953-7722
	＜軽自動車税環境性能割＞	名古屋南部県税事務所	☎ 052-682-8924 FAX 052-682-8910

軽自動車税(種別割)の減免

身 療 精

◆**障害のある方**(障害のある方が18歳未満または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合は、生計を一にする方を含む)が**軽自動車等を所有される場合、税金の減免の制度があります。**

対 象 者	手帳の種類(障害の区分)		障害のある方が運転	障害のある方と生計を一にする方などが運転
	身体障害者手帳	視覚障害	1級から4級	1級から4級
		聴覚障害	2級・3級	2級・3級
		平衡機能障害	3級	3級
		音声機能障害	3級(喉頭摘出者のみ)	
		上肢不自由	1級・2級	1級・2級
		下肢不自由★	1級から6級	1級から3級
		体幹不自由	1級から3級・5級	1級から3級
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	1級・2級	1級・2級
		上肢機能移動機能★	1級から6級	1級から3級
		心臓・じん臓・肝臓・呼吸器 小腸・ぼうこう・直腸機能障害	1級から4級	1級から3級
		免疫機能障害		
	療育手帳		A判定	A判定
	精神障害者保健福祉手帳		1級	1級
	＊軽自動車等の所有者は、障害のある方本人に限ります。(障害のある方が18歳未満または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の場合は除きます) ＊障害のある方1人につき1台のみ減免を受けることができます。 ＊身体障害が2つ以上ある場合、減免の対象になるかどうかについてはそれぞれの等級で判断します。 ＊★印の障害の等級が7級であり、他の障害を有することにより身体障害者手帳の交付を受けている方については、障害の等級を6級とみなします。			
手 続 き	・ 詳細は税務課へ直接お問い合わせください。			
申請・問合せ	＜軽自動車税(種別割)＞ 税務課		☎ 0561-73-4094 FAX 0561-73-8024	

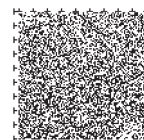
N H K 受信料の減免

身 療 精

◆**障害のある方がいる世帯の受信料が減免されます。**

対 象 者	半額免除	・ 視覚障害または聴覚障害の方が世帯主で、受信契約者である世帯 ・ 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方が世帯主で、受信契約者である世帯
	全額免除	・ 障害者手帳の交付を受けている方が世帯構成員であり、世帯全員が市民税が非課税である世帯
申請・問合せ	介護福祉課	
	N H K（ナビダイヤル）	

☎ 0561-73-1749
FAX 0561-72-4554
☎ 0570-077-077
FAX 045-522-3044





交通機関の
割引はあり
ますか？

9 交通に関する助成など

障害の種別や程度により、運賃などが割引になる場合があります。

くるりんばす利用の割引

日進市の制度です

身 療 精

◆ 障害のある方がくるりんばすを利用するとき、本人と付き添いの方1名の運賃が無料になります。

対象者	①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と付き添いの方1名 ②障害者医療費受給者証、後期高齢者福祉医療費受給者証、自立支援医療費(精神通院医療)受給者証をお持ちの方と付き添いの方1名	
割引運賃	無 料	①の方は各種手帳の提示で乗車できます。無料パスカードは希望者にのみ発行します。 ②の方は都市計画課の窓口で申請の上、無料対象であることを証明する無料パスカードの交付を受けてください。
必要なもの	・ 申請書(都市計画課窓口にあります) ・ 上記の各種手帳または受給者証	
申請・問合せ	都市計画課 移動政策室	☎ 0561-73-3249 FAX 0561-73-1821

タクシー料金助成・リフト付タクシー料金助成

日進市の
制度です

身 療 精

◆ 障害のある方がタクシーを利用するとき、運賃の一部を助成します。

助 成 種 別	タクシー料金助成	リフト付タクシー料金助成
対象者	身体障害者手帳1～3級の方、療育手帳A・B判定の方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方	身体障害者手帳の交付を受け次の障害が1～3級の方で、移動に車いすやストレッチャーを使用している方 ・ 下肢障害 ・ 体幹機能障害 ・ 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)
助成内容	1乗車1枚700円まで、年間48枚交付	1乗車1枚3,000円まで、年間24枚交付
対象タクシー	一般車両及び福祉車両	昇降機を用いて車いす又はストレッチャーを使用した状態で乗車することができるタクシーに限ります。(スロープ式のタクシーは不可。)
必要なもの	・ 申請書(介護福祉課窓口にあります) ・ 障害者手帳	
申請・問合せ	介護福祉課	☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554

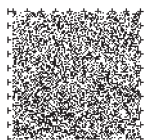
* リフト付タクシー料金助成の対象者は、タクシー料金助成との選択制です。

障害者タクシー運賃割引制度

身 療 精

◆ 障害のある方がタクシーを利用するとき、料金を割引します。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(対象になる場合もあります)
助 成 額	メーター料金の1割 * タクシー料金助成との併用もできます。
手 続 き	料金を支払う際に、手帳を提示してください。
申請・問合せ	各タクシー会社



くるりんばす



各交通機関の割引

身 療 精
【一部対象あり】

◆障害のある方が鉄道、バス、旅客機などを利用するとき、割引が適用されます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 * 旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種又は第2種の記載のあるもの * 精神障害者福祉手帳に顔写真が添付されていない場合には、割引を受けられないとする機関もあります。
手続き	乗車券をご購入の際に、手帳を提示してください。
申請・問合せ	各交通機関

JR（鉄道・バス）

■ JR東海テレフォンセンター ☎ 050-3772-3910 * FAX番号が必要な場合は
■ JR東海バス ☎ 0570-048939 お問い合わせください。

区分	対象者	条件・割引率など	身 療 精
鉄 道	普通乗車券	本人のみ乗車	片道の営業キロが100キロメートルを超える場合 5割引
		介護者同伴	第1種：営業キロに関係なく、本人と介護者ともに 5割引 第2種：片道の営業キロが100キロメートルを超える場合本人のみ 5割引
	定期乗車券	本人のみ乗車	割引なし
		介護者同伴	第1種：営業キロに関係なく、本人と介護者ともに 5割引 第2種：本人が12歳未満の場合、本人と介護者ともに 5割引
	普通回数券 普通急行券	本人のみ乗車	割引なし
		介護者同伴	第1種：営業キロに関係なく、本人と介護者ともに 5割引 第2種：割引なし
バ ス	普通運賃	本人のみ乗車	第1種：本人と介護者ともに 5割引
		介護者同伴	第2種：本人のみ 5割引

* 小児の定期乗車券は割引なし

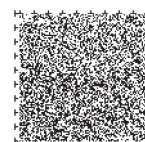
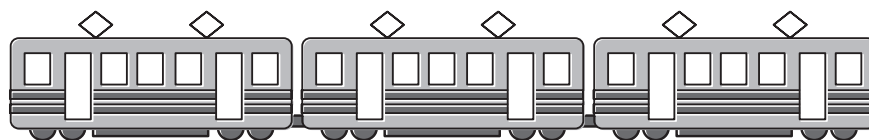


名鉄（鉄道・バス）

■ 名鉄お客さまセンター ☎ 0570-02-5151
メールフォーム：<https://www.meitetsu.co.jp/app/inquiry/contact.aspx>

区分		対象者	条件・割引率など	身療精
鉄 道	普通乗車券	本人のみ乗車	第1種・第2種ともに片道の営業キロが100キロメートルを超える場合 5割引	
		介護者同伴	第1種：営業キロに関係なく、本人と介護者ともに 5割引 第2種：片道の営業キロが100キロメートルを超える場合、本人のみ 5割引	
	定期乗車券	本人のみ乗車	割引なし	* 小児の定期乗車券は 割引なし
		介護者同伴	第1種：営業キロに関係なく、本人と介護者ともに 5割引 第2種：本人が小児の場合、介護者のみ 5割引	
	回数乗車券	本人のみ乗車	割引なし	
		介護者同伴	第1種：発売する区間の片道普通旅客運賃を10倍した額の 5割引 （1組11枚） 第2種：割引なし	
* 精神障害者保健福祉手帳には、旅客鉄道株式会社・旅客運賃減額欄（第1種または第2種）の記載と写真の貼付が必要です。				
区分		対象者	条件・割引率など	身療精
バ ス	普通乗車券	本人のみ乗車	第1種：本人と介護者ともに 5割引 第2種：本人のみ 5割引	
		介護者同伴	1・2級（精神）：本人と介護者ともに 5割引 3級（精神）：本人のみ 5割引	
	定期乗車券	本人のみ乗車	第1種：本人と介護者ともに 3割引 第2種：本人のみ 3割引	* 小児の定期乗車券は 割引なし
		介護者同伴	1・2級（精神）：本人と介護者ともに 3割引 3級（精神）：本人のみ 3割引	

* 小児の定期乗車券は割引なし

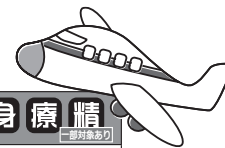


区分	対象者	条件・割引率など	身 療 精
地下鉄・バス	本人のみ乗車	5 割引	
	介護者同伴	本人と介護者ともに 5 割引	

*割引用マナカについては名古屋市交通局へ、直接お問い合わせください。

航空運賃

区分	対象者	条件・割引率など（国内線のみ）	身 療 精
各 航 空 会 社	本人のみ乗車	〈身体障害者手帳・療育手帳〉 第 1 種：本人と介護者ともに割引 第 2 種：本人のみ割引（一部の航空会社は本人と介護者ともに割引）	*割引率は各航空会社によって異なります。 *写真付き手帳のみ割引対象となります。
	介護者同伴	〈精神障害者保健福祉手帳〉 （一部の航空会社のみ） 本人と介護者ともに割引	

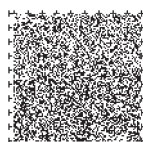


駐車禁止等除外指定車標章(除外対象者使用中)の交付

身 療 精

◆この制度は、駐車禁止等除外指定車標章を車両前面の見やすい箇所に掲出して駐車することで、駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制から除外をして、身体等の障害により歩行が困難な方が、病院等への通院や日常生活活動の買い物等に際し、駐車可能な場所から目的地への移動において、身体的な苦痛を軽減するためのものです。

対象者	手帳の種類（障害の区分）		障害の等級
	身体障害者手帳		
	視覚障害		1 級から 4 級の 1 【4 級の 2】
	聴覚障害		2 級・3 級
	平衡機能障害		3 級
	上肢不自由		1 級・2 級の 1 または 2 級の 2
	下肢不自由		1 級から 4 級 【下肢不自由 5 級の障害を 2 以上有している方】
	体幹不自由		1 級から 3 級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級・2 級（―上肢のみの運動機能障害は除く）
		移動機能	1 級・2 級【3 級・4 級】
	心臓機能障害		1 級・3 級【4 級】
	じん臓機能障害		1 級・3 級
	呼吸器機能障害		1 級・3 級【4 級】
	ぼうこう、または直腸機能障害		1 級・3 級
	小腸機能障害		1 級・3 級
	肝臓機能障害		1 級から 3 級
	免疫機能障害		1 級から 3 級【4 級】
	療育手帳		A 判定
	精神障害者保健福祉手帳		1 級
	小児慢性特定疾患児手帳		色素性乾皮症の認定を受けている方
	* 【】内の等級で、新規に申請される方は指定医の意見書・診断書が必要です。 * 上記の交付基準以外の方でも、指定医が歩行困難により社会での日常生活活動が著しく制限されると認めた場合は、指定医の意見書・診断書を添付することで申請が可能です。		
必要なもの	・ 障害者手帳およびその写し * 写しには、手帳に記載された「写真・氏名等」「障害名と等級」および「現住所」を記載してください。 ・ 代理人（家族）による申請の場合、本人との関係がわかる書類 など		
申請・問合せ	愛知警察署交通課 ☎ 0561-39-0110 FAX 0561-39-2900		



身体障害者自動車運転免許取得費の助成

身 療 精

◆障害のある方が運転免許を取得した場合、かかった費用の一部を助成します。

対 象 者	身体障害者手帳をお持ちの方で、自ら運転する方 * 障害の部位や程度によっては対象外となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。
助 成 額	実際にかかった費用の 3 分の 2 (限度額 100,000 円)
必要なもの	・ 申請書 (介護福祉課窓口にあります) ・ 障害者手帳 ・ 運転免許証 ・ 実績証明書 (介護福祉課窓口にあります) ・ 預金 (貯金) 通帳 (本人名義) * 運転免許を取得してから 6 ヶ月以内に申請してください。
申請・問合せ	介護福祉課 ☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554

身体障害者自動車改造費の助成

身 療 精

◆身体に障害のある方が自動車に乗る際、運転しやすいように改造するための費用の一部を助成します。

対 象 者	身体障害者手帳をお持ちの方で、「免許の条件」が付されている方 * 対象者自らが所有する車に限ります。
助 成 額	限度額 100,000 円 (税込み) * 所得制限があります。
必要なもの	・ 申請書 (介護福祉課窓口にあります) ・ 障害者手帳 ・ 所得状況届 (介護福祉課窓口にあります) ・ 運転免許証 ・ 見積書 * 必要に応じ、所得証明書などの提出を求める場合があります。 * 必ず改造する前に申請の手続きを行ってください。改造後の申請は対象になりません。
申請・問合せ	介護福祉課 ☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554

有料道路割引制度

身 療 精

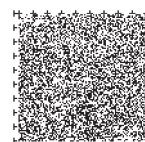
◆障害のある方が有料道路を利用するとき、通行料の割引を行います。

対 象 者	身体障害者手帳 (1 種・2 種)、療育手帳 (1 種) をお持ちの方 * 旅客鉄道株式会社運賃減額の種別が 2 種の方は、本人運転のみです。
注 意 事 項	・ 登録できる車は 1 台に限られています。 ・ 車の所有者は本人または親族。(ローン・長期リースの場合は使用者が本人または親族) ・ 障害のある方などの勤務する会社の車 (自営含む) は認められません。 ・ 登録していない車の割引については、上記と異なる点がありますので、詳しくはお問い合わせください。
割 引 額	通常料金の 5 割 * ETC を利用しない場合は料金所で手帳を提示してください。
有 効 期 限	2 年間 (初回または変更の申請をした日から本人の 2 回目の誕生日まで) * 更新手続きは有効期限の 2 か月前からできます。 * 手帳に再認定年月日又は再判定年月が記載されている方は有効期限をその年月日に合わせる場合があります。
必要なもの	・ 障害者手帳 ・ 車検証 ・ 運転免許証 (旅客鉄道株式会社運賃減額の種別が 2 種の方) * ETC を利用する場合は下記のものも必要になります。 ・ ETC カード (障害のある方本人名義のもの。ただし 18 歳未満の未成年者は除く) ・ ETC 車載器セットアップ申込書・証明書
申請・問合せ	介護福祉課 ☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554

【オンラインによる申請もできます】

・ 必要な書類やご利用までの流れ等の詳細については、以下の URL からご確認ください。

〈オンライン申請受付サイト〉 <https://www.expressway-discount.jp>



10 公共施設の利用料減免など

障害者手帳を提示することで、施設の利用料などが割引になる場合があります。

日進市スポーツセンター

身 療 精

◆障害のある方が日進市スポーツセンター内の施設を利用するとき、利用料が無料になります。

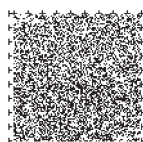
対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者手帳をお持ちの方
減免額	利用料全額
手続き	<トレーニング室をご利用の場合> ・お申込みの際に身体障害者手帳等をご提示いただくと、定期券（1カ月券）を発行します。 <競技場等をご利用の場合> ・身体障害者手帳等の交付を受けている方が1名につき、介助者の使用料の減免対象人数は1名となります。 （介助者：障害等で日常生活に支障をきたす方をサポートする方） *施設のご利用にあたっては、事前に利用者登録が必要となります。
申請・問合せ	日進市スポーツセンター ☎ 0561-75-1888 FAX 0561-75-1400

愛知県こうろぎ口論義運動公園

身 療 精

◆障害のある方が温水プールを利用するとき、利用料が無料になります。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医療受給者証（特定医療費受給者証）をお持ちの方およびその介助者 *介助者は障がいのある方一人につき1名まで
減免額	利用料全額
手続き	プール受付窓口に各種障害者手帳またはミライロIDを提示してください。
申請・問合せ	こうろぎ 愛知県口論義運動公園 ☎ 0561-73-8993 FAX 0561-74-0827





ヘルパーさんをお願いしたいのですが

11 障害福祉サービス

障害者総合支援法および児童福祉法に基づく障害福祉サービスとして、ホームヘルプやショートステイなど、障害のある方が地域で自立した生活を送るための様々なサービスを提供しています。

障害福祉サービスを受けるまでの流れ

- ◆ サービスを利用する方の障害の程度や状況、生活環境等により、サービスの種類や利用料が定められます。サービスを利用する場合は「受給者証」の交付手続きが必要となります。(サービスの種類と内容については46、47ページをご覧ください。)

* 介護保険に該当する方については、一部のサービスは介護保険優先となります。

1 相談

受けたいサービスや生活での困り事がある場合は、日進市障害者相談支援センター等の相談支援事業所に相談してください。障害福祉サービスの利用が必要とされる場合は、市に申請手続きを行います。

2 サービスの申請・アセスメント

市が申請の内容を確認し、必要に応じて区分認定調査員が本人の心身の状況や生活環境などについて聞き取りをする区分認定調査等を行うとともに、市からサービス等利用計画案の作成が依頼されます。

3 サービス等利用計画案

指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所と契約を結び、相談支援専門員がアセスメントの状況を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせや支援の方針等を取り決めたサービス等利用計画案の作成を依頼し、市に提出します。

4 決定・交付

サービス等利用計画案や申請内容等を参考に、サービスの種類や利用量、モニタリング期間等が決定され、受給者証が交付されます。

5 事業所と契約

サービスの提供を行っている事業所と契約を結びます。

6 サービスの利用開始

契約に基づき、サービスの利用を開始します。事業所では、サービス提供事業所が作成した個別支援計画に基づきサービスが提供されます。

7 モニタリング

相談支援専門員が、定期的に環境の変化やサービスの提供状況などを検証するためのモニタリングを行い、必要に応じて、申請の変更を行います。

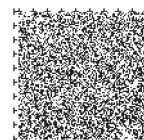
* ご利用になるサービスにより、手順が異なる場合もあります。

★ 障害福祉サービスに関するお問い合わせは

介護福祉課

☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554

日進市障害者相談支援センター ☎ 0561-72-0853 FAX 0561-75-6615



障害福祉サービスの種類と内容

*利用条件等詳細については
お問い合わせください。

全国共通のサービス

障害福祉サービスの受給者証 が必要です。

◆訪問系サービス

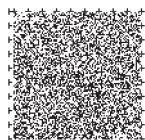
名 称	内 容	年齢制限
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	なし
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難のある方に、移動に必要な情報（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障害者又は精神障害者で常に介護を必要とする方に、自宅において入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	 18 歳以上
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	

◆居住系サービス

名 称	内 容	年齢制限
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居において相談や日常生活上の援助を行います。また、必要な場合は入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	 18 歳以上
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた方で一人暮らしを希望する方を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談、助言等を行います。	

◆日中活動系サービス

名 称	内 容	年齢制限
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	なし
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	 18 歳以上
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援（A型＝雇用型・B型）	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。	
就労選択支援（令和7年10月開始予定）	就労移行支援又は就労継続支援の利用を希望している方又は現に利用している方が、就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望・就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。	
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	



◆通所サービス（障害児通所支援）

名 称	内 容	年齢制限
児童発達支援	障害のあるお子さんが児童発達支援センター等の施設に通い、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練等を行います。	 18 歳未満
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な、重度の障害のあるお子さんに対して、居宅を訪問して、児童発達支援を行います。	
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のあるお子さんに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。	
保育所等訪問支援	保育所や学校などに通う障害のあるお子さんに対して、保育所や学校などにおける集団生活の適応のため、専門的な支援を行う者が、保育所や学校などの施設に訪問して支援を提供します。	

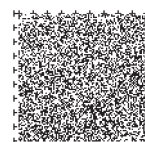
◆相談支援系サービス

名 称	内 容	年齢制限
計画相談支援	障害のある方の状況や生活環境を考慮し、必要な障害福祉サービスを利用するための「サービス等利用計画」の作成や適切な支援となっているか確認する「モニタリング」、関係機関との調整などの支援を行います。	 18 歳以上
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方に対して、住居確保に関することなど、地域生活に移行するための必要な相談支援を行います。	
地域定着支援	ひとり暮らし等の方に対して、連絡体制を確保し、障害特性に起因する緊急時の緊急訪問や緊急対応等を行います。	
障害児相談支援	障害のあるお子さんに対して、障害児支援利用計画等の作成やモニタリング、関係機関との調整などの支援を行います。	 18 歳未満

日進市のサービス

日進市地域生活支援事業受給者証 が必要です。

名 称	内 容	年齢制限
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方に外出のための支援を行っています。また、視覚障害のある方は、同行援護による支援を行っています。（46 ページ参照）	なし
地域活動支援センター事業	障害のある方に創作的活動、生産活動の機会を提供します。	
日中一時支援事業	障害のある方を介助している方の一時的な休息や、家族の就労のため日中助することができない場合に、障害のある方を一時的に預かります。	
訪問入浴サービス事業	重度身体障害のある方で、介護者だけで入浴させることが困難な場合に、訪問入浴車を派遣して入浴サービスを提供します。	 15 歳以上



福祉サービスを受け
られる事業所は
近くにありますか

12 市内の事業所案内

日進市内では、様々な事業所で障害福祉サービスを提供しています。
提供しているサービスの種類別に一覧表（50音順）にしました。

* 複数のサービスを提供している事業所については、主なサービスで分類しています。

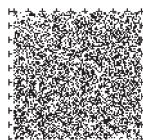
全国共通のサービス

◆訪問系サービス

事業所名	所在地・連絡先	サービスの種類
あいほーむ あいほーむ株式会社	日進市浅田町東田面 37-2 ☎ 052-802-7771 FAX 052-802-7775	・居宅介護 ・移動支援 ・重度訪問介護
アクア日進訪問介護 株式会社 スタッフシユウエイ	日進市浅田町上納 24-17 ☎ 052-846-7781 FAX 052-846-7791	・居宅介護 ・重度訪問介護
ヘルパーサービス あんじゅの森 株式会社 アンジュ	日進市竹の山 1-2101 ☎ 0561-73-0327 FAX 0561-73-0839	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・移動支援
ヘルパーステーション 一会 社会福祉法人 きまもり会	日進市蟹甲町中島 18 ☎ 0561-75-5536 FAX 0561-72-2581	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・移動支援
訪問介護事業所 咲空 株式会社 わかば	日進市岩崎台4-412 ATTE IWASAKIDAI ☎ 0561-76-9608 FAX 0561-76-9861	・居宅介護 ・重度訪問介護
ヘルパーステーション さくらの家 有限会社 さくら	日進市岩崎町岩根139-1 アミティー岩根102 ☎ 0561-74-0307 FAX 0561-74-0307	・居宅介護 ・重度訪問介護
サンライフヘルパーステーション 有限会社 愛和	日進市竹の山 4-2212 (住宅型有料老人ホームあじさい内) ☎ 0561-76-0198 FAX 0561-73-3168	・居宅介護
シャイン介護センター 株式会社 オオツカ	日進市岩崎町北高上 133 ☎ 0561-76-6081 FAX 0561-76-6082	・居宅介護 ・重度訪問介護
ニチケアセンター浅田 株式会社 ニチイ学館	日進市浅田平子 1-110 ☎ 052-800-4551 FAX 052-800-4553	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護
ハートピースケア ハートピース株式会社	日進市岩崎台 1-2012 ☎ 0561-74-3550 FAX 0561-74-5074	・居宅介護 ・重度訪問介護
はじめの一步 訪問介護事業所 有限会社 はじめの一步	日進市東山 1-117 ☎ 0561-72-5028 FAX 0561-72-5091	・居宅介護 ・重度訪問介護
へるばーステーション・ハロリア 社会福祉法人 観寿々会	日進市北新町南鶯 524 ☎ 0561-73-2331 FAX 0561-73-8564	・居宅介護 ・移動支援

◆居住系サービス

事業所名	所在地・連絡先	サービスの種類
上ノ山ホーム 社会福祉法人 名東福祉会	日進市浅田町上ノ山 12-1 ☎ 052-805-1003 FAX 052-805-1004	・共同生活援助
こだまのいえ 日進梅森台 合同会社 メルシー	日進市梅森台 4-88-2 ☎ 052-750-2530 FAX 0561-59-2020	・共同生活援助
こだまのいえ 日進梅森町 合同会社 メルシー	日進市梅森町新田 134-167 ☎ 052-717-8666 FAX 0561-59-2020	・共同生活援助
チャレンジホーム 社会福祉法人 ポレポレ	日進市折戸町梨子ノ木 28-647 ☎ 0561-56-1123 FAX 0561-56-0530	・短期入所
なしの木ホーム 社会福祉法人 ポレポレ	日進市折戸町梨子ノ木 28-647 ☎ 0561-56-1123 FAX 0561-56-0530	・共同生活援助

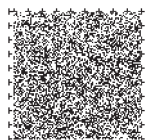


◆居住系サービス

事業所名	所在地・連絡先	サービスの種類
日進の丘 有限会社 チェリッシュ企画	日進市梅森町新田 135-171 ☎ 052-800-0202 FAX なし	・ 共同生活援助
ホームベガサス 社会福祉法人 観寿々会	日進市北新町殿ヶ池上 545-98 ☎ 0561-73-5633 FAX 0561-73-5633	・ 共同生活援助
モチロホーム 社会福祉法人 きまもり会	日進市赤池町モチロ 61-141 ☎ 0561-75-5506 FAX 0561-72-2581	・ 共同生活援助
ランズビー梅森台 元気創健株式会社	日進市梅森台 5-39 ☎ 052-875-9630 FAX 052-875-9631	・ 共同生活援助
レジデンス日進 社会福祉法人 名東福祉会	日進市浅田町上納 58-4 ☎ 052-805-1003 FAX 052-805-1004	・ 施設入所支援 ・ 生活介護 ・ 短期入所 ・ 日中一時支援

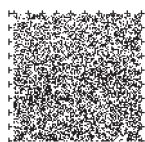
◆日中活動系サービス

事業所名	所在地・連絡先	サービスの種類
愛歩 社会福祉法人 きまもり会	日進市蟹甲町中島 18 ☎ 0561-75-5506 FAX 0561-72-2581	・ 生活介護
エール 株式会社 エール	日進市浅田町森下 70 ☎ 052-801-7003 FAX 052-801-7004	・ 就労継続支援 (A 型)
クルーサ NPO法人 オークン・チュラン	日進市米野木町下五反田 28-3 ☎ 0561-56-8801 FAX 0561-56-8802	・ 就労継続支援 (B 型)
デイサービスセンター 咲花 カルミア株式会社	日進市東山 5-304 ☎ 0561-72-6223 FAX 0561-72-6224	・ 生活介護
寿老苑デイサービスセンター 社会福祉法人 あかいけ寿老会	日進市赤池町屋下 354 ☎ 052-807-5521 FAX 052-807-5762	・ 生活介護 (共生型)
スローカフェ ゆったり 社会福祉法人 あじさいの会	日進市蟹甲町中島 3 (日進市立図書館内) ☎ 0561-74-1943 FAX 0561-58-0516	・ 就労継続支援 (B 型)
セブンス・ファクトリー 一般社団法人 セブンス・ファクトリー	日進市折戸町笠寺山 41-1 椿館内 ☎ 0561-76-1542 FAX 0561-76-1542	・ 就労継続支援 (B 型)
SOWHAT 一般社団法人 SOWHAT	日進市岩崎町新ラ田 125-10 ☎ 0561-72-6656 FAX 0561-72-6656	・ 就労継続支援 (B 型)
日進ワークキャンパス 社会福祉法人 名古屋ライトハウス	日進市赤池 2-101 メイプルビル 1F ☎ 052-918-2124 FAX 052-918-2104	・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援 (B 型)
ハーモニー 社会福祉法人 ポレポレ	日進市折戸町梨子ノ木 28-157 ☎ 0561-56-0525 FAX 0561-56-0530	・ 生活介護
パッソ日進校 Man to Man Passo 株式会社	日進市栄 1-201 フィール日進店 2 階 ☎ 0561-76-7208 FAX 0561-76-7209	・ 就労移行支援
ポレポレハウス 社会福祉法人 ポレポレ	日進市五色園 3-509 ☎ 0561-72-2175 FAX 0561-76-4550	・ 就労継続支援 (B 型)
生活介護 友優 NPO法人 小桜	日進市岩崎町芦廻間 112-98 ☎ 0561-72-7580 FAX 0561-72-7581	・ 生活介護
ゆったり工房 社会福祉法人 あじさいの会	日進市三本木町廻間 118-4 ☎ 0561-74-1943 FAX 0561-58-0516	・ 就労継続支援 (B 型)
リブレイン ラボ Future Free Care 合同会社	日進市梅森町上松 509-1 ☎ 052-875-3440 FAX 052-875-3450	・ 生活介護



◆通所サービス（障害児通所支援）

事業所名	所在地・連絡先	サービスの種類
就労準備型放課後等デイサービス アイリス NPO法人 じゃんぐるじむ	日進市岩崎台 3-105 ☎ 0561-78-5588 FAX 0561-78-3633	・放課後等デイサービス
A Light 株式会社 セツデ	日進市浅田町森下 116-3 ☎ 052-680-7272 FAX 052-680-7282	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
and にこり日進 NPO法人 幸せつむぎ	日進市栄 2-202 ☎ 0561-56-4555 FAX 0561-56-4556	・児童発達支援 （※重症心身障害児）
えがお 社会福祉法人 ポレポレ	日進市岩藤町上原 501-1 ☎ 070-1258-8663 FAX 0561-56-0845	・放課後等デイサービス
おひさまルーム NPO法人 リビングサポートあいあいの家	日進市本郷町御器街道 1 ☎ 0561-72-8779 FAX 0561-76-8862	・放課後等デイサービス
げんき 社会福祉法人 ポレポレ	日進市岩藤町上原 491 ☎ 070-1219-5078 FAX 0561-56-4466	・放課後等デイサービス
放課後等デイサービス コロネット 株式会社 コースタル	日進市浅田平子 2-36 ☎ 052-893-6935 FAX 052-893-6945	・放課後等デイサービス
Shining Days 合同会社 Shining Labo	日進市藤塚 6-370 藤塚アーム 201 ☎ 0561-69-2939 FAX 0561-69-2939	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
じゃんぐるじむ Jclass プライマリー ベーシック NPO法人 じゃんぐるじむ	日進市浅田平子 1-110 ☎ 052-842-9181 FAX 052-842-9182	・放課後等デイサービス
日進市子ども発達支援センター すくすく園 社会福祉法人 日進市社会福祉協議会	日進市竹の山 4-301 ☎ 0561-74-5939 FAX 0561-75-6615	・児童発達支援 ・保育所等訪問支援
チャイルドウィッシュにつしん 株式会社 フォレガ	日進市赤池 5-1510 ☎ 052-918-2553 FAX 052-918-2554	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
こども発達支援 nicole 株式会社 ジエイエルシー	日進市浅田町上ノ山 38-8 ☎ 052-875-8507 FAX 052-875-8508	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
バロ 一般社団法人 アーレの樹	日進市梅森台 4-66 ☎ 052-807-2585 FAX 052-846-7005	・放課後等デイサービス
ひかり NPO法人 リビングサポートあいあいの家	日進市折戸町前田 158-1 ☎ 090-6395-7158 FAX 0561-72-5583	・児童発達支援
放課後等デイサービス 双葉 株式会社 まゆずみ	日進市栄 3-614 ☎ 0561-76-7230 FAX 0561-76-7253	・放課後等デイサービス
ポカラポットふじしま 株式会社ポカラ	日進市藤島町上田 3-1 ☎ 0561-58-1573 FAX 0561-58-1573	・放課後等デイサービス
につしん児童デイサービス モッピー ReBORN House 株式会社	日進市香久山 2-206 ☎ 052-875-6630 FAX 050-3737-2207	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
ラポール発達教室 Coral NPO法人 発達サポート NAGOYA	日進市竹の山 2-2415 ☎ 0561-56-3005 FAX 0561-56-3004	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
リブレイン Future Free Care 合同会社	日進市梅森台 3-117 ☎ 052-838-5955 FAX 052-838-5956	・放課後等デイサービス



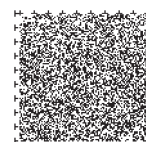
◆相談支援系サービス

事業所名	所在地・連絡先	サービスの種類
地域相談支援センター あんじゅの森 株式会社 アンジュ	日進市竹の山 1-2101 ☎ 0561-73-0327 FAX 0561-73-0839	・特定相談支援
相談支援事業所 希望 社会福祉法人 あじさいの会	日進市三本木町廻間 118-4 ☎ 0561-74-1943 FAX 0561-58-0516	・特定相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・障害児相談支援
日進市障害者相談支援センター 社会福祉法人 日進市社会福祉協議会	日進市竹の山 4-301 ☎ 0561-72-0853 FAX 0561-75-6615	・特定相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・障害児相談支援



日進市のサービス

事業所名	所在地・連絡先	サービスの種類
日中一時支援事業所「愛歩」 社会福祉法人 きまもり会	日進市蟹甲町中島 18 ☎ 0561-75-5506 FAX 0561-72-2581	・日中一時支援
日中一時支援事業所 シマリス日進 株式会社まゆづみ	日進市栄 3-614 ☎ 0561-76-7230 FAX 0561-76-7253	・日中一時支援
じゃんぐるじむJクラブ NPO法人 じゃんぐるじむ	日進市岩崎町大廻間 148-4 ☎ 0561-58-0612 FAX 0561-58-0671	・日中一時支援
じゃんぐるじむwonder.juku NPO法人 じゃんぐるじむ	日進市岩崎台 2-2206 ☎ 0561-78-5589 FAX 0561-78-8484	・地域活動支援センター
地域活動支援センター ジョブサポあさだ 合同会社 ジョブ・サポート	日進市東山 6-1117 ☎ 0561-78-7387 FAX 0561-78-7387	・地域活動支援センター
SOWHAT 一般社団法人 SOWHAT	日進市蟹甲町池下 253 ☎ 0561-56-6661 FAX 0561-56-6661	・日中一時支援
日中一時支援事業所「Mi らいふ」 株式会社 Ananda	日進市岩崎町大塚 90 ☎ 0561-56-9991 FAX 0561-56-9881	・日中一時支援



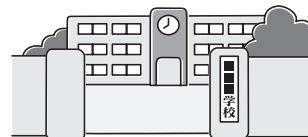


13 特別支援教育について

特別支援教育とは、特別な支援を必要とする全ての子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものです。発達障害のある子どもたちなど、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちも含め、それらの子どもたちが在籍する全ての学校で行われています。

小中学校における支援

市内の小中学校には、①知的障害、②肢体不自由、③病弱・身体虚弱、④自閉症・情緒障害の特別支援学級や通級指導教室が設置されており、特別な支援が必要な児童生徒に対してそれぞれに応じたきめ細かな指導を行っています。また、各学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、各関係機関との連絡調整や保護者からの相談窓口、担任への指導などの役割を担っています。



相談・問合せ

学校教育課 学校支援室

☎ 0561-76-7371
FAX 0561-74-0258

特別支援学校における支援

特別支援学校とは、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱のある児童生徒に対して、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。その専門性を生かし、保護者からの相談窓口、近隣の小中学校への助言、援助なども行い、地域の特別支援教育センターとしての役割も担っています。

名古屋盲学校 (視覚障害)

〒464-0083
名古屋市千種区北千種 1-8-22

☎ 052-711-0009
FAX 052-723-6813

千種聾学校 (聴覚障害)
幼稚園・小学部

〒464-0071
名古屋市千種区若水 2-5-1

☎ 052-711-4121
FAX 052-723-6824

名古屋聾学校 (聴覚障害)
中学部・高等部・専攻科

〒464-0021
名古屋市千種区鹿子殿 21-1

☎ 052-762-6846
FAX 052-753-2247

港特別支援学校 (肢体不自由)

〒455-0018
名古屋市港区港明 1-10-2

☎ 052-651-3710
FAX 052-651-3917

三好特別支援学校 (知的障害)

〒470-0213
みよし市打越町山ノ神 1-2

☎ 0561-34-4832
FAX 0561-32-4232

大府特別支援学校 (病弱・身体虚弱)

〒474-0038
大府市森岡町 7-427

☎ 0562-48-5311
FAX 0562-44-0662

愛知県総合教育センター〈相談部：教育相談（特別支援教育相談）〉

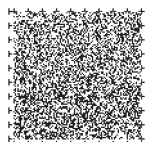
受付時間 9:00～17:00

発達障害を含め、特別な支援が必要な幼児児童生徒の発達を支援するための教育相談を行っています。面接、観察、検査、診断などの結果に基づいて、総合的に指導、助言をします。
* 愛知県総合教育センターは、令和8年度に岡崎市に移転します。

予約・問合せ

〒470-0151 愛知郡東郷町大字諸輪字上鉾 68

☎ 0561-38-9517
FAX 0561-38-2780



14 就労支援について

様々な機関で障害のある方の就労についての相談や支援などを行っています。お気軽にご相談、お問い合わせください。

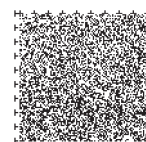
障害者就業・生活支援センター		受付時間 9:00 ~ 17:00
職業生活における自立を図るため、就業やこれに伴う日常生活及び社会生活上の支援を必要とする障害や難病のある方に対し、雇用・保健・福祉・教育等の関係機関と連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言などの支援を行っています。(要予約)		
相談・問合せ	尾張東部障害者就業・生活支援センター アクト 〒465-0065 名古屋市名東区梅森坂 3-3607	☎ 052-709-3891 FAX 052-709-3892

愛知障害者職業センター		受付時間 8:45 ~ 17:00
一般就職や復職を目指す障害者に対し、ハローワークや障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就労に必要な職業相談・評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援を行っています。(要予約)		
相談・問合せ	愛知障害者職業センター 〒460-0003 名古屋市中区錦 1-10-1 MI テラス名古屋伏見 5階	☎ 052-218-2380 FAX 052-218-2379

公共職業安定所（ハローワーク）		受付時間 8:30 ~ 17:15
就職を希望する障害のある方の専門的な支援を担当する専門援助部門（4 番窓口）があり、求人検索や就職相談、職業紹介を行っています。		
相談・問合せ	名古屋東公共職業安定所（専門援助部門） 〒465-8609 名古屋市名東区平和が丘 1-2	☎ 052-686-4476 FAX 052-380-8951

◆就職を希望する方のための支援事業

名 称	内 容	問 合 せ
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	46 ページ参照	介護福祉課 ☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554
就労移行支援		
就労継続支援（A 型・B 型）		
就労定着支援		
就労選択支援（令和7年10月開始予定）		
更生訓練費支給事業	社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を支給します。 <対象者> 就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方で、障害者総合支援法に基づく利用者負担の生じない方	介護福祉課 ☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554





親亡き後が
気がかり
です

15 成年後見制度について

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度

身 療 精

◆この制度は、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

法定後見制度	本人の判断能力に応じて類型が異なります。 <後見> 常に判断能力を欠いている方 <保佐> 判断能力が著しく不十分な方 <補助> 判断能力が不十分な方
任意後見制度	将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、誰にどのような支援をしてもらうかをあらかじめ契約により決めておく制度です。
後見人等の仕事	・預貯金や現金、家などの資産管理や日常生活の金銭管理を行います。 ・本人の意思を尊重し、必要な福祉サービスの契約などを行います。 ・施設への入所契約などを本人に代わって行い、サービスが適切に行われているかチェックします。

尾張東部権利擁護支援センター（愛称:あすライツ）

受付時間 9:00～17:00

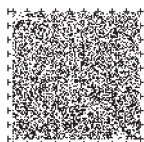
尾張東部権利擁護支援センターは、尾張東部地区の5市1町（瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市および東郷町）の委託を受けて運営しており、この地区にお住まいの方からのご相談をお受けしています。

業 務 内 容	◆相談事業 専門スタッフが、成年後見制度に関する様々なご相談に応じます。また、個々の状況に合わせ、様々な機関と連携した専門的な相談支援を行います。（弁護士、司法書士など含む） ◆法人後見 必要な方については、当センターが成年後見人等となります。 ◆広報・啓発 地域住民の権利擁護に関する理解促進を目的としたイベント等を開催しています。
相談・問合せ	〒470-0136 日進市竹の山 4-301 （日進市障害者福祉センター内） ☎ 0561-75-5008 FAX 0561-75-5088

日常生活自立支援事業

◆認知症高齢者、知的障害者、精神障害者のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。

支援内容	・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理サービス *利用料等、詳しくはお問い合わせください。 ・書類等の預かりサービス
申請・問合せ	日進市社会福祉協議会 ☎ 0561-73-4885 FAX 0561-73-4954





どこに相談
すればいい
ですか?

16 相談・手続きなどの窓口案内

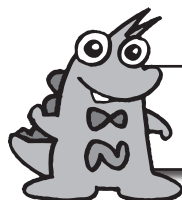
サービスについての相談や心のケアなど、様々な機関で相談や手続きを行っています。お気軽にご相談、お問い合わせください。

日進市役所	
令和7年7月1日から受付時間を9:00~17:00に変更します。	
〒470-0192 日進市蟹甲町池下 268	
受付時間 8:30 ~ 17:15	
☎ 0561-73-7111 FAX 0561-72-4554	
介護福祉課	福祉サービスなどの相談・手続きを行います。
保険年金課	医療費・国民健康保険・年金などの相談・手続きを行います。
税務課	市税に関する相談・手続きを行います。
子育て支援課	子育て全般に関する相談・手続きを行います。
学校教育課	学校教育や就学に関する相談・手続きを行います。
選挙管理委員会事務局 (行政課)	障害のため投票所に行けない方は、入所施設や郵便で不在者投票ができる場合があります。また、投票所において、自分で投票用紙に文字を書けない場合は、投票従事者の代筆により投票する代理投票制度をご利用できます。詳しい手続きなどお問い合わせください。
手話通訳 窓口	
聴覚または言語に障害のある方が窓口にお越しの際、希望される場合は手話通訳または要約筆記にて対応します。	
■毎週月曜日・・・9:00～12:00 / 13:00～16:00 ■毎週火・金曜日・・・9:00～12:00 ■毎週木曜日・・・13:00～16:00	

福祉会館（福祉なんでも相談会）	受付時間 (土・日・祝日等除く) 9:00～17:00	TEL・FAX 各福祉会館へ
市内6つの福祉会館において開催しています。お金の管理のこと、家族のこと、介護のこと、終活のこと、近所で気になる人がいる、ボランティア活動についてなど、お気軽にご相談ください。相談は予約制で、各福祉会館で2か月に1回開催します。事前に、市ホームページ、LINE、各福祉会館の窓口、電話でお申し込みください。		

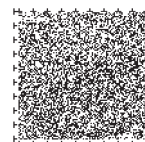
障害者虐待防止センター	日進市役所	地域福祉課
令和7年7月1日から受付時間を9:00~17:00に変更します。	〒470-0192	日進市蟹甲町池下 268
障害者に対する虐待又はその疑いがあると思われる場合の通報を受け付けています。	平日受付 8:30～17:15	☎ 0561-73-1519 FAX 0561-72-4554
	夜間・休日受付	☎ 0561-73-7111 FAX 0561-73-6845

障害を理由とする差別に関する相談窓口	日進市役所	地域福祉課
令和7年7月1日から受付時間を9:00~17:00に変更します。	〒470-0192	日進市蟹甲町池下 268
障害を理由とする差別（不当な差別的取扱いや合理的配慮に欠ける行為）に関する経験や身近で感じたことなどについての相談を受け付けています。	平日受付 8:30～17:15	☎ 0561-73-1519 FAX 0561-72-4554



日進市ホームページ

<http://www.city.nisshin.lg.jp>



日進市中央福祉センター

〒 470-0122 日進市蟹甲町中島 22

受付時間
8:30 ~ 17:00

☎ 0561-73-4885
FAX 0561-73-4954

日進市社会福祉協議会

福祉用具等貸出・生活福祉資金の貸付・ボランティアに関する
問合せ・相談に応じます。

日進市障害者福祉センター

〒 470-0136 日進市竹の山 4-301

受付時間
9:00 ~ 17:00

☎ 0561-72-0857
FAX 0561-75-6615

地域生活支援センター たけのやま

障害のある方への地域生活の支援や社会参加の促進を図るため、相談支援事業を中心とした支援を行うとともに、啓発や人材育成、成年後見制度に関する支援などを行います。

☎ 0561-72-0853
FAX 0561-75-6615

日進市障害者 相談支援センター

障害のある方の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供および助言等を行い、日常生活を総合的に支援します。(計画相談支援全般)

☎ 0561-72-0853
FAX 0561-75-6615

子ども発達支援センター すくすく園

子どもの発達に関する心配事や福祉サービス利用等に関する情報提供など、様々な相談に応じます。子どもの発達支援(療育)を行うとともに、保護者の相談や保護者同士の情報交換や交流の機会を提供します。

☎ 0561-74-5939
FAX 0561-75-6615

尾張東部権利擁護支援センター (愛称:あすライツ)

〒 470-0136 日進市竹の山 4-301

(日進市障害者福祉センター内)

受付時間
9:00 ~ 17:00

☎ 0561-75-5008
FAX 0561-75-5088

認知症や障害などにより判断能力が不十分な方を支援する成年後見制度に関する相談や支援を行います。詳しくは54ページをご覧ください。

くらしサポート窓口

〒 470-0192 日進市蟹甲町池下 268

(日進市役所 1 階 20 番窓口)

令和7年7月1日から受付時間を9:00~17:00に変更します。

受付時間
8:30 ~ 17:15

☎ 0561-73-1497
FAX 0561-72-4554

失業、借金、滞納、家計管理など様々な生活相談に応じます。

愛知県中央児童・障害者相談センター

〒 460-0001 名古屋市中区三の丸 2-6-1

受付時間 8:45 ~ 17:30

障害者相談課

身体障害者手帳・療育手帳(18歳以上)の交付、補装具の判定等の事務を行っています。

☎ 052-961-7253
FAX 052-950-2355

企画・児童指導課

18歳未満のお子さんの療育手帳の判定・交付および発達に関する相談を行っています。

☎ 052-961-7250
FAX 052-950-2355

日進市保健センター

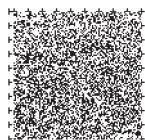
〒 470-0131 日進市岩崎町兼場 101-1

令和7年7月1日から受付時間を9:00~17:00に変更します。

受付時間
8:30 ~ 17:15

☎ 0561-72-0770
FAX 0561-74-0244

がん検診、健康教室、健康相談や乳幼児健診、乳幼児の発育・発達など、様々な健診事業や相談を行っています。



保 健 所			受付時間 8:45 ~ 17:30
瀬戸保健所	〒489-0808 瀬戸市見付町 38- 1	☎ 0561-82-2196 FAX 0561-82-9188 総合相談 ☎ 0561-21-1699	
瀬戸保健所 豊明保健分室	〒470-1101 豊明市沓掛町石畑 142-20	☎ 0562-92-9133 FAX 0562-93-8947 総合相談 ☎ 0562-92-1699	

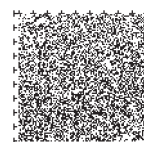
税金・年金に関する窓口		
昭和税務署 受付時間 8:30 ~ 17:00	〒467-8510 名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚 1-4	☎ 052-881-8171 電話での相談が困難な方は 下記をご参照ください。
	○国税に関する一般的な相談は、名古屋国税局「電話相談センター」をご利用ください。 【利用時間】月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30 ~ 17:00 【利用方法】最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声に従って「1」を選択してください。 ○電話での相談が困難な方の相談 電話での相談が困難な方は、国税庁ホームページの聴覚障害者等電子メールまたは聴覚障害者ファクシミリ（052-951-4614）をご利用ください。 * 国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、キーワードで身近な税金に関する情報が検索できますので、是非ご利用ください。	
名古屋南部県税事務所 受付時間 9:00 ~ 17:15	〒456-8558 名古屋市熱田区森後町 8-22	自動車税種別割 ☎ 052-682-8924 FAX 052-682-8910
昭和年金事務所 受付時間 8:30 ~ 17:15	〒466-8567 名古屋市昭和区桜山町 5-99-6 桜山駅前ビル 年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください。	☎ 052-853-1463 FAX 052-853-3700 予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890

あいち発達障害者支援センター (愛知県医療療育総合センター内)		〒480-0392 春日井市神屋町 713-8 受付時間 8:45 ~ 17:30
関係機関と連携し、発達障害のある方たちが地域で安心して生活できるようお手伝いします。	電話相談専用 ^(10:00 ~ 12:00) 13:00 ~ 16:00 問合せ・相談予約等	☎ 0568-88-0849 ☎ 0568-88-0811 FAX 0568-88-0964

民生委員・児童委員	地域福祉課	☎ 0561-73-1519 FAX 0561-72-4554
・民生委員は民生委員法によって各地域に配置され、地域住民の社会福祉の増進に努めています。また、児童委員も兼ねています。 ・児童委員は地域の子どもたちを見守り、子育ての支援を行っています。 * お住まいの地域の民生委員・児童委員については地域福祉課にお問い合わせください。		

特別支援教育に関する窓口 52 ページをご覧ください

就労に関する窓口 53 ページをご覧ください



手当・サービスなどのもくじ

◆手当など

・障害者扶助料	20
・愛知県在宅重度障害者手当	20
・特別障害者手当	21
・障害児福祉手当	21
・特別児童扶養手当	22

◆医療に関する助成

・障害者医療	23
・後期高齢者福祉医療（通称マル福）	23
・自立支援医療（更生医療）	24
・自立支援医療（精神通院医療）	24
・自立支援医療（育成医療）	24
・精神障害者医療（精神通院医療）	25
・精神障害者医療（精神障害者医療）	25
・小児慢性特定疾病医療給付	26
・養育医療	26

◆日常生活の支援など

・福祉用具等の貸出	27
・補装具費の支給	27
・軽度・中等度難聴児支援事業	28
・日常生活用具の給付	28
・紙おむつ助成金の支給	30
・車いす専用車の貸出	30
・福祉機器リサイクル	31
・家具転倒防止金具支給・取付事業	31
・リフォームヘルパーの派遣	31
・寝具洗濯乾燥サービス	32
・エコサポート	32
・粗大ごみのFAX申込み	32
・意思疎通支援	33
・点訳・音訳など	33

◆緊急時の支援など

・ヘルプマークとヘルプカードの配布	34
・災害時要援護者地域支援制度	34
・緊急通報システムの設置	35
・NET119 緊急通報システム	35
・FAX110番・110番アプリシステム	35

◆年金・貸付など

・障害基礎年金	36
・障害厚生年金	36
・特別障害給付金	37
・障害者扶養共済制度	37
・生活福祉資金（貸付制度）	37

◆税金・公共料金等の減免など

・所得税・住民税の控除	38
・国民健康保険税の減免	38
・自動車税（環境性能割・種別割）の減免	39
・軽自動車税（種別割）の減免	39
・NHK受信料の減免	39

◆交通に関する助成など

・くるりんばす利用の割引	40
・タクシー料金助成・リフト付タクシー料金助成	40
・障害者タクシー運賃割引制度	40
・各交通機関の割引	41
・駐車禁止等除外指定車標章（除外対象者使用中）の交付	42
・身体障害者自動車運転免許取得費の助成	43
・身体障害者自動車改造費の助成	43
・有料道路割引制度	43

◆公共施設の利用料減免など

・日進市スポーツセンター	44
・愛知県 こころ 論義運動公園（温水プール）	44

◆障害福祉サービス

・居宅介護（ホームヘルプ）	46
・同行援護	46
・行動援護	46
・重度訪問介護	46
・重度障害者等包括支援	46
・共同生活援助（グループホーム）	46
・施設入所支援	46
・自立生活援助	46
・短期入所（ショートステイ）	46
・生活介護	46
・自立訓練（機能訓練・生活訓練）	46
・就労移行支援	46
・就労継続支援（A型＝雇用型・B型）	46
・就労定着支援	46
・就労選択支援（令和7年10月開始予定）	46
・療養介護	46
・児童発達支援	47
・居宅訪問型児童発達支援	47
・放課後等デイサービス	47
・保育所等訪問支援	47
・計画相談支援	47
・地域移行支援	47
・地域定着支援	47
・障害児相談支援	47
・移動支援事業	47
・地域活動支援センター事業	47
・日中一時支援事業	47
・訪問入浴サービス事業	47

◆就労支援について

・更生訓練費支給事業	53
------------	----

◆成年後見制度について

・成年後見制度	54
・日常生活自立支援事業	54

障害福祉ガイドブック

にっしんの福祉

発行者：日進市

企画編集者：NPO法人じゃんぐるじむ

福祉のマーク あなたはいくつ 知っていますか？

障害者のための国際シンボルマーク



障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。

＜問い合わせ先＞
公益財団法人
日本障害者リハビリテーション協会
TEL : 03-5273-0601
FAX : 03-5273-1523

聴覚障害者マーク



聴覚障害のある方が運転する車に表示するマークです。

＜問い合わせ先＞
愛知警察署 交通課
TEL : 0561-39-0110

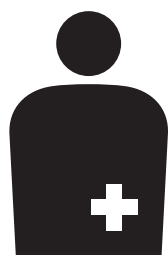
耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に、筆談で対応する、傍に来て呼ぶなど、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。

＜問い合わせ先＞
特定非営利活動法人 愛知県難聴・中途失聴者協会
FAX : 052-766-6283 E-mail : npoainanty@yaho.co.jp

オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を保有する方(オストメイト)を示すマークです。オストメイト用トイレ等の設備があることを示す入口・案内誘導プレートに表示されています。

＜問い合わせ先＞
公益社団法人日本オストミー協会
TEL : 03-5670-7681 FAX : 03-5670-7682

『白杖SOSシグナル』普及啓発シンボルマーク



白杖を頭上50cm程度に掲げて、SOSのシグナルを示している視覚に障害のある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOSシグナル」普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートしてください。

＜問い合わせ先＞ 岐阜市障がい福祉課
TEL : 058-214-2138 FAX : 058-265-7613

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できます。

＜問い合わせ先＞
厚生労働省 自立支援振興室
TEL : 03-5253-1111 FAX : 03-3503-1237

身体障害者マーク



肢体不自由のある方が運転する車に表示するマークです。

＜問い合わせ先＞
愛知警察署 交通課
TEL : 0561-39-0110

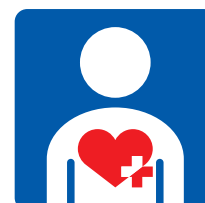
盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人連合で制定された、盲人のための世界共通のマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、理解、協力をしましょう。

＜問い合わせ先＞
社会福祉法人日本盲人福祉委員会
TEL : 03-5291-7885

ハート・プラスマーク



身体内部(心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害のある方を表すマークです。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮についてご理解、ご協力をお願いします。

＜問い合わせ先＞
特定非営利活動法人 ハート・プラスの会
TEL : 186-080-4824-9928 E-mail : info@heartplus.org

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方、認知症の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう提示していただくものです。

＜問い合わせ先＞ 日進市 地域福祉課
TEL : 0561-73-1484 FAX : 0561-72-4554

障害者雇用支援マーク



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

＜問い合わせ先＞
公益財団法人 ソーシャルサービス協会 ITセンター
TEL : 052-218-2154 FAX : 052-218-2155